



FUJI KIKO

第97期 定時株主総会 招集ご通知

富士機工株式会社

証券コード：7260

日時

平成29年6月21日（水曜日）午前10時

場所

静岡県浜松市中区板屋町110番地の17
ホテルクラウンパレス浜松 芙蓉の間（4階）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目的事項

報告事項 1. 第97期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第97期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 吸収分割契約承認の件
第3号議案 子会社株式譲渡契約承認の件
第4号議案 取締役9名選任の件
第5号議案 監査役1名選任の件
第6号議案 役員賞与支給の件

目次

ごあいさつ	2
-------------	---

招集ご通知

第97期定時株主総会招集ご通知	3
-----------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 吸収分割契約承認の件	6
第3号議案 子会社株式譲渡契約承認の件	20
第4号議案 取締役9名選任の件	40
第5号議案 監査役1名選任の件	45
第6号議案 役員賞与支給の件	46

招集ご通知添付書類

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	47
2. 会社の株式に関する事項	58
3. 会社の新株予約権等に関する事項	58
4. 会社役員に関する事項	59
5. 会計監査人に関する事項	62
6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 に関する事項	63
7. 会社の支配に関する基本方針	67
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針	67

連結計算書類	68
--------------	----

計算書類	71
------------	----

監査報告	74
------------	----

株主の皆様へ

～ 基本理念 ～
誰 からも 喜 ばれる
「提 案 型 企 業」 に な る
— 変革、創造への飽くなき挑戦で
人と社会に安全、快適を提供する —

取締役社長 村瀬 昇也



株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り心から厚くお礼申し上げます。

当社は、常に活動を支えてくださる株主の皆様のご期待に応えていけるように、グループ全社を挙げて、持続的な成長に向け、日々業務に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月20日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。
敬 具

記					
1 日 時	平成29年6月21日（水曜日）午前10時				
2 場 所	静岡県浜松市中区板屋町110番地の17 ホテルクラウンパレス浜松 芙蓉の間（4階） （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）				
3 株主総会の目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第97期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第97期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 吸収分割契約承認の件 第3号議案 子会社株式譲渡契約承認の件 第4号議案 取締役9名選任の件 第5号議案 監査役1名選任の件 第6号議案 役員賞与支給の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第97期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第97期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 吸収分割契約承認の件 第3号議案 子会社株式譲渡契約承認の件 第4号議案 取締役9名選任の件 第5号議案 監査役1名選任の件 第6号議案 役員賞与支給の件
報告事項	1. 第97期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第97期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 吸収分割契約承認の件 第3号議案 子会社株式譲渡契約承認の件 第4号議案 取締役9名選任の件 第5号議案 監査役1名選任の件 第6号議案 役員賞与支給の件				
4 インターネット開示に関する事項	本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（ http://www.fujikiko-group.com/ ）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。				

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fujikiko-group.com/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

当社ウェブサイト（<http://www.fujikiko-group.com/>）

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

開催日時 平成29年6月21日（水曜日）午前10時

場 所 ホテルクラウンパレス浜松 芙蓉の間（4階）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成29年6月20日（火曜日）
午後5時到着分まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績、財務状況および今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金3円50銭 総額 185,616,765円
なお、中間配当金（1株につき金3円50銭）を含めた当期の年間配当金は1株につき金7円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月22日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、平成29年5月30日開催の取締役会において、吸収分割の方法により、当社が営むシート事業に関する権利義務を株式会社TF-METAL（以下「TF-METAL」又は「承継会社」といいます。）に承継させること（以下「本吸収分割」といいます。）を決定し、同日付で、TF-METALとの間で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、会社法第783条第1項（吸収合併契約等の承認等）に従い、株主の皆様には本吸収分割契約についてご承認をお願いするものです。

なお、本吸収分割の効力発生日は、平成29年10月1日を予定しております。

1. 吸収分割を行う理由

近年、自動車業界においては安全運転支援システム・自動走行システム等の次世代技術への対応を背景に、自動車部品に求められる機能は高度化・複雑化しており、今後もその傾向は持続すると考えられます。

当社は、ステアリングコラム事業、シート事業およびパワートレイン事業の3事業を主たる事業として展開してまいりましたが、上述のように自動車部品メーカーとしての高度な技術力および開発力がますます求められる状況下で、限られた経営資源をステアリングコラム事業、シート事業およびパワートレイン事業の3事業に分散して投入していくよりも、事業の選択と集中を行い、自動車部品メーカーとしての対応力を高めていくことが必要な状況にあります。

また、当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、株式会社ジェイテクト（以下「ジェイテクト」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、これに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議しており、当社とジェイテクトの間ではステアリングコラム事業、パワートレイン事業分野で相乗効果を見込んでおりますが、ジェイテクトの手掛けていないシート事業に関しては、さらなる事業の発展に向けてシート専門メーカーである第三者への譲渡の提案をジェイテクトから受けました。

上記の提案を受け、当社は、本公開買付け後の当社を含むジェイテクトグループ全体としての企業価値向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、シート事業に関しては、第三者への譲渡が適当と判断しました。シート事業の譲渡先については、シート事業の主要な取引先であり、かつ長年の当社との資本関係・事業関係があり、円滑な事業運営が見込まれ、シート事業の価値の最大化が見込まれることから、シート事業の業界大手企業と

して展開力を有する株式会社タチエス（以下「タチエス」といいます。）が最適であるとの判断に至りました。

具体的には、当社が営むシート事業を当社の子会社として新たに設立する承継会社に吸収分割の方法により承継させ、当該承継会社の全株式を当社がタチエスに対して譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）としました。本株式譲渡後、当社はステアリングコラム事業およびパワートレイン事業に注力してまいります。

以上の理由から、当社と承継会社は、平成29年5月30日付で本吸収分割契約を締結いたしました。

2. 吸収分割契約書の内容の概要

本吸収分割契約書の内容は、以下のとおりです。

吸収分割契約書

富士機工株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社T F - M E T A L（以下「乙」という。）は、甲が、その本件承継対象事業（第1条第2項において定義する。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件吸収分割）

- 1.本契約に定めるところに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲が本件承継対象事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
- 2.甲が乙に対して承継する本件承継対象事業とは、乙が直接又はその子会社により営んでいるラウンドリクライナー、マニュアルスライドレール、パワースライドレールその他自動車のシートを構成する部品の開発、製造及び販売に係る事業をいう。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 甲：吸収分割会社
商号：富士機工株式会社
住所：静岡県湖西市鷺津2028番地

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号：株式会社 T F - M E T A L

住所：静岡県湖西市新居町内山1558番地

第3条（承継する権利義務に関する事項）

- 1.乙が、本件吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙1「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。
- 2.承継対象権利義務のうち、乙が甲から承継する債務については、全て乙が免責的債務引受の方法により引き受け、甲は、本件吸収分割効力発生日（第6条において定義する。）以降、乙が本件吸収分割により承継した債務について弁済又は履行の責を免れる。但し、当該承継する債務について、会社法第759条第2項に基づき甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条（本件吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

乙は、本件吸収分割に際し、甲に対して株式その他の金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

乙は、本件吸収分割により資本金及び準備金の額を変更しない。

第6条（本件吸収分割効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件吸収分割効力発生日」という。）は、平成29年10月1日とする。但し、本件吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（吸収分割契約承認株主総会）

- 1.甲は、本件吸収分割効力発生日の前日までに、本契約及び本件吸収分割に必要な事項につき株主総会の決議による承認を求める。
- 2.乙は、会社法第796条第1項本文の規定により、本契約及び本件吸収分割に必要な事項につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく行うものとする。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本件吸収分割効力発生日後も、別途合意する場合を除き、乙に対し、本件承継対象事業に関して競業禁止義務を負わない。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結から本件吸収分割効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第10条（公租公課）

承継対象権利義務に係る公租公課及び保険料等は、日割計算により、本件吸収分割効力発生日の前日までは甲が、本件吸収分割効力発生日以後は乙が負担する。

第11条（本件吸収分割の条件の変更又は中止）

本契約締結から本件吸収分割効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本件吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本件吸収分割を中止することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、本件吸収分割効力発生日の前日までに、①第7条第1項に定める甲の株主総会において本契約及び本件吸収分割に必要な事項につき決議による承認が受けられない場合、又は②本件吸収分割の実行に必要とされる関係官庁の許認可等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年5月30日

(甲) 静岡県湖西市鷺津2028番地
富士機工株式会社
取締役社長 村瀬 昇也

(乙) 静岡県湖西市新居町内山1558番地
株式会社 T F - M E T A L
取締役社長 岩石 徹

以 上

別紙1

承継対象権利義務明細表

本件吸収分割効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する資産及び債務については、甲の平成28年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件吸収分割効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

(1) 現預金

本件承継対象事業に係る現預金

(2) 知的財産権

別紙2記載の特許権を含む、本件吸収分割効力発生日の直前において、甲が所有し、且つ現に本件承継対象事業のみに使用されている知的財産権（登録の有無を問わず出願中のものを含み、国内外を問わない。）

(3) 子会社株式

本件吸収分割効力発生日の直前において、甲が保有する以下の子会社の株式

- (ア) 九州富士機工株式会社
- (イ) 東三河富士機工株式会社
- (ウ) 磐田富士機工株式会社
- (エ) フジキコーオブユーエスエー・コーポレーション
- (オ) フジ・オートテック・ユーエスエー・エルエルシー
- (カ) フジキコー・タチエス・メキシコ・S.A.DE C.V.
- (キ) 広州富士機工汽車部件有限公司
- (ク) 浙江富昌泰汽車零部件有限公司
- (ケ) 富昌(福州)汽車部件開発有限公司

(4) 本件承継対象事業のみに使用されている資産（但し、現預金、知的財産権及び有価証券を除く。）並びに以下の資産。

- (ア) 静岡県湖西市新居町内山1558所在の新居事業所における第2工場に係る土地（第2工場に北接する通路及び外来駐車場、東接する従業員駐車場及びC調整池上の従業員駐車場、南接する保安林区域・土留め区域の一部、西接する中央通路の東側一部を含む。）及び建物並びにこれに属する資産

2. 債務

本件承継対象事業に属する負債（契約に基づき生じるものを含み、未発生のものその他の潜在債務を含む。）。
但し、静岡地方裁判所平成27年(ワ)第452号損害賠償請求事件に関連する一切の債務を除く。

3. 労働契約等

本件承継対象事業に主として従事する従業員及び別紙3記載の従業員との間の雇用契約及びこれらの契約に基づき発生する権利義務。

4. 労働契約等を除く契約

本件承継対象事業に属する取引の基本契約及び個別契約、覚書、その他一切の関連契約（以下「本件承継対象契約」という。）並びに本件承継対象契約に付随又は関連する一切の権利義務。

以 上

別紙2

特許一覧表

No.	国名	名称	登録番号	出願人名
1	日本	車両用シート	3578905	甲
2	日本	シートリクライニング装置	3581574	甲
3	日本	シートスライド装置	3295649	甲
4	日本	車両用座席装置の調節及び固定装置	3540952	甲
5	米国	車両用座席装置の調節及び固定装置	US6305748	甲
6	日本	シートスライド装置	3560846	甲
7	米国	シートリクライニング装置のベースプレート補強構造	US6325457	甲、タチエス
8	日本	シート高さ調整装置	4499856	甲
9	ドイツ	車両用シートリクライニング装置	P60142665.7	甲
10	フランス	車両用シートリクライニング装置	EP1172250	甲
11	英国	車両用シートリクライニング装置	EP1172250	甲
12	米国	車両用シートリクライニング装置	US6629733	甲
13	日本	車両用シートリクライニング装置	3795304	甲
14	米国	シートスライド装置	US6820851	甲
15	日本	車両用シートリクライニング装置及びその製造方法	4766765	甲
16	カナダ	車両用シートリクライニング装置及びその製造方法	CA2374798	甲
17	ドイツ	車両用シートリクライニング装置及びその製造方法	P60230696.5	甲
18	フランス	車両用シートリクライニング装置及びその製造方法	EP1245435	甲
19	英国	車両用シートリクライニング装置及びその製造方法	EP1245435	甲
20	韓国	車両用シートリクライニング装置及びその製造方法	KR0458859	甲
21	米国	車両用シートリクライニング装置及びその製造方法	US6648414	甲
22	日本	車両用シートリクライニング装置	3961779	甲
23	韓国	車両用シートリクライニング装置	KR0447864	甲

No.	国名	名称	登録番号	出願人名
24	米国	車両用シートリクライニング装置	US6666515	甲
25	日本	車両用シートリクライニング装置	3990872	甲
26	日本	車両用衝撃吸収シート構造	4014905	甲、タチエス
27	日本	シートリフターのストッパー構造	4040910	甲
28	米国	シートリフターのストッパー構造	US6729594	甲
29	日本	シートスライド装置のロック部構造及びその組付方法	4080268	甲
30	ドイツ	車両用シートの折り畳み機構	P60342875.4	甲
31	フランス	車両用シートの折り畳み機構	EP1388458	甲
32	英国	車両用シートの折り畳み機構	EP1388458	甲
33	米国	車両用シートの折り畳み機構	US6986551	甲
34	日本	シートリクライニング装置	4136552	甲
35	日本	車両用シートリクライニング装置	4185750	甲
36	中国	車両用シートリクライニング装置	ZL200310100093.7	甲
37	ドイツ	車両用シートリクライニング装置	P60333423.7	甲
38	フランス	車両用シートリクライニング装置	EP1405756	甲
39	英国	車両用シートリクライニング装置	EP1405756	甲
40	韓国	車両用シートリクライニング装置	KR0513999	甲
41	米国	車両用シートリクライニング装置	US6854802	甲
42	日本	車両のシートスライド装置	4104969	甲、タチエス
43	カナダ	車両のシートスライド装置	CA2453204	甲、タチエス
44	ドイツ	車両のシートスライド装置	P60325164.1	甲、タチエス
45	フランス	車両のシートスライド装置	EP1431103	甲、タチエス
46	英国	車両のシートスライド装置	EP1431103	甲、タチエス
47	米国	車両のシートスライド装置	US6923415	甲、タチエス
48	中国	車両シートスライド装置	ZL200310123206.5	甲

No.	国名	名称	登録番号	出願人名
49	英国	車両シートスライド装置	EP1431104	甲
50	米国	車両シートスライド装置	US6869057	甲
51	日本	車両用シートリクライニング装置	4185819	甲
52	日本	車両のシートスライド装置	4205491	甲
53	日本	車両用シートスライド装置	4253554	甲
54	日本	車両のシートスライド装置	4291662	甲
55	日本	シートロック装置	4383147	甲
56	日本	自動車用シートスライド装置	4484549	甲、タチエス
57	日本	自動車用シートのリクライニング装置	4621449	甲
58	日本	車両用リクライニング装置及びその組付方法	4725989	甲
59	中国	シートリクライニング装置	ZL200510070838.9	甲、タチエス
60	フランス	シートリクライニング装置	EP1652721	甲、タチエス
61	米国	シートリクライニング装置	US7255398	甲、タチエス
62	日本	シートリクライニング装置	4673080	甲、タチエス
63	日本	車両用シートリクライニング装置	4653523	甲
64	中国	車両用シートリクライニング装置	ZL200610058949.2	甲
65	ドイツ	車両用シートリクライニング装置	P602006000033.2	甲
66	フランス	車両用シートリクライニング装置	EP1700737	甲
67	英国	車両用シートリクライニング装置	EP1700737	甲
68	米国	車両用シートリクライニング装置	US7150503	甲
69	日本	車両用シートリクライニング装置	4653524	甲
70	中国	車両用シートリクライニング装置	ZL200610058950.5	甲
71	ドイツ	車両用シートリクライニング装置	P602006000028.6	甲
72	フランス	車両用シートリクライニング装置	EP1700738	甲

No.	国名	名称	登録番号	出願人名
73	英国	車両用シートリクライニング装置	EP1700738	甲
74	米国	車両用シートリクライニング装置	US7144082	甲
75	日本	車両のシートスライド装置	4291795	甲、タチエス、 本田技研工業
76	中国	車両のシートスライド装置	ZL200610071573.9	甲、タチエス、 本田技研工業
77	米国	車両のシートスライド装置	US7614597	甲、タチエス、 本田技研工業
78	日本	メモリー付きウォークインロック機構を備えた シートスライド装置	4499595	甲
79	日本	車両のシートスライド装置	4465301	甲
80	日本	車両のシートリクライニング装置	4778730	甲
81	日本	車両用シートリクライニング装置	4653569	甲
82	日本	車両用シートリクライニング装置	4778733	甲
83	中国	車両用シートリクライニング装置	ZL200610091672.3	甲
84	フランス	車両用シートリクライニング装置	EP1731353	甲
85	米国	車両用シートリクライニング装置	US7354108	甲
86	日本	車両用シートリクライニング装置	4667126	甲
87	日本	シートリクライニング装置	4761935	甲、タチエス
88	米国	シートリクライニング装置	US7578556	甲、タチエス
89	日本	車両のシートスライド装置	4939810	甲
90	中国	車両のシートスライド装置	ZL200710008147.5	甲
91	米国	車両のシートスライド装置	US7506856	甲
92	中国	車両用シートリクライニング装置	ZL200710006102.4	甲
93	ドイツ	車両用シートリクライニング装置	P602007010678.8	甲

No.	国名	名称	登録番号	出願人名
94	フランス	車両用シートリクライニング装置	EP1818210	甲
95	英国	車両用シートリクライニング装置	EP1818210	甲
96	米国	車両用シートリクライニング装置	US7341311	甲
97	日本	リフタ付きベルトインシート	4729407	甲、タチエス
98	フランス	リフタ付きベルトインシート	EP1813465	甲、タチエス
99	日本	車両用シートリクライニング装置	4764740	甲
100	日本	シートリフター	4778809	甲
101	日本	車両用シートリクライニング装置	4922627	甲
102	米国	車両用シートリクライニング装置	US7673943	甲
103	日本	車両用シートリクライニング装置	4871041	甲
104	日本	自動車用シートスライド装置	5022645	甲
105	日本	シートスライド装置	4897418	甲
106	米国	車両用シートリクライニング装置	US7588294	甲
107	日本	自動車用シートスライド装置	4919788	甲
108	日本	車両用シートリクライニング装置	5046682	甲
109	日本	ウォークイン機構付きシートリクライニング装置	5007147	甲
110	日本	シートスライド装置	5080176	甲
111	日本	シートスライド装置	5193617	甲
112	日本	電動シートスライド装置	5244436	甲
113	中国	電動シートスライド装置	ZL200910130230.9	甲
114	米国	電動シートスライド装置	US8061756	甲
115	日本	車両のシートスライド装置	5270980	甲
116	米国	車両用シートリクライニング装置	US8256843	甲
117	日本	シートレバー装置	5325622	甲
118	日本	車両のシートスライド装置	5415883	甲

No.	国名	名称	登録番号	出願人名
119	日本	シートバックの固定装置	5411640	甲
120	中国	車両用シートリクライニング装置	ZL201010529838.1	甲
121	米国	車両用シートリクライニング装置	US8641146	甲
122	日本	車両のシートリクライニング装置	5424859	甲
123	日本	シートの固定装置	5450130	甲
124	日本	シートの固定装置	5579457	甲
125	日本	ブレーキ装置操作クラッチユニット	5616108	甲
126	日本	車両用シートリクライニング装置	5467912	甲
127	中国	車両用シートリクライニング装置	ZL201110097007.6	甲
128	日本	車両のシートリクライニング装置	5467908	甲
129	日本	クラッチユニット	5476266	甲
130	日本	車両用シートリクライニング装置	5592753	甲
131	日本	車両用シートリクライニング装置	5592743	甲
132	日本	車両のシートリクライニング装置	5622562	甲
133	日本	シートの固定装置	5637881	甲
134	中国	シートの固定装置	ZL201210015532.3	甲
135	米国	シートの固定装置	US8590973	甲
136	日本	シートの固定装置	5679882	甲
137	中国	シートの固定装置	ZL201210074062.8	甲
138	米国	シートの固定装置	US8672385	甲
139	日本	車両用シート	5801212	甲、タチエス
140	日本	シートリクライニング装置	5770601	甲
141	中国	シートリクライニング装置	ZL201210426279.0	甲
142	米国	シートリクライニング装置	US8944508	甲
143	日本	モータと減速機との連結構造	5933946	甲

No.	国名	名称	登録番号	出願人名
144	日本	ギヤードモータ	5801692	甲
145	中国	ギヤードモータ	CN201210429408.1	甲
146	米国	ギヤードモータ	US8777794	甲
147	日本	シートの固定装置	5883345	甲
148	中国	シートの固定装置	ZL201310149257.9	甲
149	米国	シートの固定装置	US8894153	甲
150	日本	シートの固定装置	5922482	甲
151	中国	シートの固定装置	ZL201310148955.7	甲
152	米国	シートの固定装置	US9039089	甲
153	日本	車両用シートリクライニング装置	5969873	甲
154	中国	車両用シートリクライニング装置	ZL201380047966.4	甲
155	米国	車両用シートリクライニング装置	US9302599	甲

以上

別紙3

[illegible]

(注) 本参考書類においては、従業員職番は黒塗りにしております。

以上

3. 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数ならびに吸収分割承継会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日時点において当社の完全子会社であるため、上記のとおり、本吸収分割に際して株式の割当てその他の対価の交付は行いません。また、本吸収分割により承継会社の資本金および準備金の額は増加いたしません。

4. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

貸借対照表
平成29年5月17日現在

(単位：円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	100,000	株主資本	100,000
現金及び預金	100,000	資本金	100,000
資産合計	100,000	負債及び純資産合計	100,000

5. 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません

6. 当社において最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、平成29年4月28日付で、ジェイテクト及びタチエスとの間で、①ジェイテクトが本公開買付けを実施し当社を同社の完全子会社とすること及び②本株式譲渡に係る基本契約を締結しております。

また、当社は、同日付で、ジェイテクトとの間で公開買付けに関する合意書を締結し、タチエスとの間で本株式譲渡に係る株式譲渡契約を締結しております。

さらに、当社は、平成29年5月30日付で、承継会社との間で、本吸収分割契約を締結しております。

第3号議案 子会社株式譲渡契約承認の件

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、当社のシート事業を当社の子会社として新たに設立するTF-METALに吸収分割の方法により承継させたいと、TF-METALの全株式をタチエスに譲渡することを決定し、同日付で、タチエスとの間で株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2（事業譲渡等の承認等）に従い、株主の皆様には本株式譲渡契約についてご承認をお願いするものです。

なお、本株式譲渡の効力発生日は、平成29年10月2日を予定しております。

1. 株式譲渡を行う理由

本株式譲渡は、先の第2号議案「吸収分割契約承認の件」における「1. 吸収分割を行う理由」で記載したとおりの理由に基づき、当社のシート事業を本吸収分割によりTF-METALに承継させたいと、その全株式をタチエスに譲渡するものです。

2. 株式譲渡契約の内容の概要

本株式譲渡契約の概要は、以下のとおりです。なお、概要の作成にあたっては、下線部に記載した箇所を省略したほか、全体の趣旨を損なわない範囲で細部を調整しております。また、契約の別紙については、別紙3.1および3.2のみを挙げ、かつ、これらについては、標題のみを挙げ本文は省略しております。

株式譲渡契約（概要）

富士機工株式会社（以下「売主」という。）及び株式会社タチエス（以下「買主」という。）は、売主が、自らが営むシート事業を、本契約締結後に別途売主が設立する株式会社（以下「対象会社」という。）に吸収分割の方法により承継させた上で、売主が保有する対象会社の株式を買主に対して譲渡することに関して、平成29年4月28日付で、以下のとおり、株式譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1.1条（定義）

本契約で使用される用語の意味は、その文脈上別段に解すべき場合を除き、以下に定める意味を有するものとする。
〔他の条文で定義されておらず、且つ、特に重要な定義語のみを挙げ、それ以外は省略する。〕

- ・「対象子会社」とは、九州富士機工、東三河富士機工、磐田富士機工、FKU、FAU、FTMEX、FAG、FACT、及びFCEを意味する。
- ・「本件承継対象従業員」とは、本件承継対象事業に従事する従業員のうち本件取引にあたり対象会社に承継されるものとして別途買主及び売主で合意する従業員を意味する。
- ・「本件承継対象役員」とは、本クローリング直前において売主の役員又は従業員であり、本クローリング直後において対象会社の役員であることが予定されている者を意味する。
- ・「本件取引」とは、本件吸収分割の実行後に本件株式譲渡を実行する取引を意味する。
- ・「本負担」とは、質権、抵当権、先取特権、譲渡担保その他の担保権若しくは担保権に類似する権利、賃借権又は請求その他の一切の負担ないし制約を意味する。
- ・「FACT合併契約」とは、売主、買主及び信昌国際投資間の平成22年12月15日付「浙江富昌泰汽車部件有限公司出資者契約」(その後の変更を含む。)を意味する。
- ・「FAG」とは、広州富士機工汽車部件有限公司を意味する。
- ・「FAG合併契約」とは、売主、買主及び上海明芳間の平成16年12月15日付「広州富士機工汽車部件有限公司出資者契約」(その後の変更を含む。)を意味する。
- ・「FAU」とは、フジ・オートテック・ユーエスエー・エルエルシーを意味する。
- ・「FCE」とは、富昌(福州)汽車部件開発有限公司を意味する。
- ・「FCE合併契約」とは、売主及び信昌国際投資間の平成25年11月21日付「富昌(福州)汽車部件開発有限公司出資者契約」(その後の変更を含む。)を意味する。
- ・「FKU」とは、フジキコーオブユーエスエー・コーポレーションを意味する。
- ・「FTMEX」とは、フジキコー・タチエス・メキシコ・S.A.DE C.V.を意味する。
- ・「PAI」とは、PT・オートテック・インドネシアを意味する。

第2.1条(株式の譲渡及び譲渡価額)

- 1.本契約の規定に従うことを条件として、平成29年10月2日(但し、買主及び売主が別途その他の日とする旨を合意した場合は、当該その他の日とする。)(以下「本クローリング日」という。))において、売主は、その保有する対象会社の普通株式の全て(以下「本件株式」という。))を買主に譲渡し、買主は、これを売主から譲り受ける(本契約に基づく本件株式の譲渡に係る取引を、以下「本件株式譲渡」という。))。
- 2.本件株式の譲渡価額(以下「本件譲渡価額」という。))は、総額6,000,000,000円とする。

第3.1条(売主による表明及び保証)

売主は、買主に対して、本契約締結日及び本クロージング日(又は、別紙3.1において特定の日が指定されている場合には、当該特定の日)において、別紙3.1に記載の各事項が真実且つ正確であることを表明し、保証する。但し、別紙3.1.Ⅲに記載の各事項のうち、売主に関する表明及び保証については、本件承継対象事業に関するものに限る。

第3.2条(買主による表明及び保証)

買主は、売主に対して、本契約締結日及び本クロージング日(又は、別紙3.2において特定の日が指定されている場合には、当該特定の日)において、別紙3.2に記載の各事項が真実且つ正確であることを表明し、保証する。

第3.3条(表明及び保証違反の通知等)

売主及び買主は、本契約締結日以降本クロージング日までの間、それぞれ自らの表明及び保証が不実若しくは不正確となる事由又は不実若しくは不正確となり得る事由を発見し又は認識した場合には、直ちに相手方当事者に当該事由を書面をもって通知するものとする。

第3.4条(表明及び保証の効果)

売主及び買主は、第3.1条及び第3.2条の規定にかかわらず、自らが、本契約締結日において、第3.1条又は第3.2条に定める相手方の表明及び保証が不実又は不正確であることを具体的に認識している事実、第3.1条又は第3.2条に定める相手方当事者の表明及び保証から除外されることを確認する。

また、売主及び買主は、相手方当事者が、本契約に明示的に規定されている事項以外の事項に関しては、明示、黙示を問わず、何らの表明及び保証を行わないことに異議なく同意する。

第4.1条(売主による対象会社の設立)

1. 売主は、本契約締結後速やかに、対象会社を設立し、当該設立に際して発行される対象会社の株式の全部を引き受けるものとする。当該設立時における対象会社の概要は、別紙4.1.1のとおりとするものとし、売主は、対象会社の設立後本クロージングまでの間、自ら又は対象会社をして、これを買主の事前の書面による承諾なく変更せず又は変更させないものとする。

2. 売主は、設立時における対象会社の定款を売主及び買主が別途合意する内容とするものとし(なお、かかる合意は不合理に留保、遅延又は拒絶されないものとする。)、売主は、対象会社の設立後本クロージングまでの間、自ら又は対象会社をして、これを買主の事前の書面による承諾なく変更せず又は変更させないものとする。

第4.2条(本件吸収分割)

- 1.売主は、本クロージング日までに、対象会社との間で大要別紙4.2.1に記載の様式の吸収分割契約([中略]以下「本件吸収分割契約」という。)を締結し、本件吸収分割契約に従い本件吸収分割を実行するものとする。
- 2.売主は、本件吸収分割効力発生日までに、本件吸収分割を実行するために法令等又は定款その他の内部規則に基づき必要とされる一切の手続(労働契約承継法に基づく手続を含む。)を自ら履践し、又は対象会社をして履践させるものとする。

第5.1条(売主のクロージング前の義務)

1.事業の運営

売主は、本契約において明示的に予定されている事項及び買主が事前に同意した事項を除き(但し、買主はかかる同意を不合理に留保、遅延又は拒絶しないものとする。)、本契約締結日以降本クロージングまでの間、自ら、対象会社及び対象子会社をして、善良なる管理者の注意をもって、本契約締結日以前と実質的に同様の態様において、通常の業務の範囲内でのみ、本件承継対象事業を遂行し、又は、対象会社及び対象子会社の事業を遂行せしめるものとし、本件承継対象事業、対象会社又は対象子会社の事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュフロー又は将来の事業計画に重大な悪影響を与える行為を行わず、又は対象会社及び対象子会社をして行わせないものとする。

2.要同意行為

売主は、本契約締結日以降本クロージングまでの間、本契約において明示的に予定されている事項及び買主が事前に同意した事項を除き(但し、買主はかかる同意を不合理に留保、遅延又は拒絶しないものとする。)、別紙5.1.2に定める事項(但し、本件承継対象事業に関連しないものを除く。)を自ら実施してはならず、又は対象会社若しくは対象子会社をして実施させてはならないものとする。

3.本件取引に必要な内部手続の履践

売主は、本クロージング日の前日までに、本件取引を実行するために法令等又は定款その他の内部規則に基づき必要とされる一切の手続を自ら履践し、又は対象会社及び対象子会社をして履践させるものとする。

4.付随契約の締結

売主は、本クロージング日の前日までに、買主と事前に誠実に協議の上、自ら又は対象会社、対象子会社及びPAIをして、買主が同意する内容の別紙5.1.4に記載の内容その他の付随契約(以下「本件付随契約」という。)を締結し又は締結させるものとする(但し、買主はかかる同意を不合理に留保、遅延又は拒絶しないものとする。)。但し、売主は、買主と事前に誠実に協議し、合意の上、本件付随契約の内容を変更(対象とする契約自体の追加、

削除又は変更を含む。)することができるものとする(なお、買主はかかる合意を不合理に留保、遅延又は拒絶しないものとする。)

5.本クロージング後の基幹システムの使用のための措置

売主は、売主、東三河富士機工、磐田富士機工及び九州富士機工が本契約締結日に本件承継対象事業に関して使用している基幹システム(以下「本件基幹システム」という。)及びその提供者(以下「本件基幹システム提供者」という。)に関して、対象会社、東三河富士機工、磐田富士機工及び九州富士機工が本件基幹システムを本クロージング後も本契約締結前と実質的に同様の態様で使用するために必要となる措置（[中略]）がとられるよう、合理的な範囲で最大限努力するものとする。

6.合併契約に係る権利不行使確認書の取得

売主は、買主と協力して、本クロージング日の前日までに、信昌国際投資及び上海明芳から、本件取引を承諾し、これに対して何ら異議を述べないとともに、本件取引の目的に抵触し得るFCE合併契約、FAG合併契約及びFACT合併契約上の権利を行使しない旨の別紙5.1.6の様式及び内容による確認書を取得するよう合理的な範囲で最大限努力するものとする。

7.契約の相手方からの同意取得等

(1) 売主は、本クロージング日の前日までに、本件承継対象契約及び対象子会社が締結している契約等のうち本契約の締結又は本件取引の実行に起因又は関連して相手方に解除事由が生じ得る契約等、又は相手方の承諾若しくは同意を要する契約等(以下「本件要承諾取得契約」と総称する。)につき、当該契約等の相手方から、本契約の締結又は本件取引の実行に関する承諾又は同意を自ら取得し、対象会社又は対象子会社をして取得させるよう、当該契約等の相手方との取引関係に悪影響又は支障を生じさせない範囲に限り、合理的な範囲で最大限努力するものとする。

(2) 売主は、本クロージング日の前日までに、本件承継対象契約及び対象子会社が締結している契約等のうち本契約の締結又は本件取引の実行に起因又は関連して、当該契約等の相手方に通知その他の契約等の相手方の協力を要することなく実行可能な手続を行うことを要するものにつき、当該契約等の相手方に対して、通知その他の当該契約等の定めに従い必要となる手続を完了し、対象会社又は対象子会社をして完了させるものとする。

8.既存ローンの取り扱い

売主は、本クロージングまでに、自ら又は対象子会社をして、別紙5.1.8に記載の金銭消費貸借契約に基づく債務の保証人を本クロージングをもって買主又は買主が指定する者へ変更する場合に必要な一切の手続(売主又は対象子会社において必要となる社内手続、金融機関からの同意の取得を含む。)を履践し又は履践させるよう合理的な範囲で最大限努力するものとする。

9.グループ間契約の取り扱い

- (1) 売主は、本クローリング日の前日までに、対象会社及び対象子会社をして、売主又はその子会社若しくは関連会社との間の契約等(本件承継対象事業に関する契約等に限る。以下「本件グループ間契約等」という。)(但し、売主及び買主の間において別途合意した契約等(以下「本件継続グループ間契約等」という。))を除く。)を全て解約させるとともに、自ら又はその子会社若しくは関連会社をして、当該解約に同意し又は同意させ、これらの契約等に基づき対象会社及び対象子会社が売主又はその子会社若しくは関連会社に対して何らの債務又は義務を負担していないこと(但し、本件継続グループ間契約等に基づく債務又は義務を除く。)を確認し又は確認させるものとする。
- (2) 売主は、本契約締結日以降本クローリングまでの間、買主から要請がある場合には、本件グループ間契約等のうち対象会社及び対象子会社が本クローリング後も本件承継対象事業を本契約締結日以前と実質的に同様の方法で営むために必要な契約等を検討する上で必要となる情報を合理的な範囲で買主に提供するものとする。

10.登記又は定款の訂正

売主は、本クローリング日の前日までに、磐田富士機工をして、発行可能株式総数に係る定款上の記載及び登記上の記載の齟齬を解消し適法な状態とするために必要な手続を履践させるものとする。

11.許認可等の取得又は維持及び届出等の履践

売主は、本クローリング日の前日までに、対象会社又は対象子会社をして、対象会社において本件承継対象事業の承継及び継続のために必要な許認可等及び対象子会社の事業の継続のために必要な許認可等(あわせて以下「本件許認可等」という。)の取得又は維持のために本クローリング日までに履践することが必要な関係当局等に対する手続及び届出等(かかる手続及び届出等を以下「本件手続等」という。)を全て履践させるものとする。

12.従業員の承継に関する努力

売主は、本件承継対象従業員に係る売主との間の雇用契約上の地位が対象会社に承継され、又は、本件承継対象従業員が売主から対象会社に対して転籍の方法により承継されるよう自ら合理的な範囲で最大限努力するものとする。

13.追加調査への協力等

売主は、本契約締結日以降本クローリングまでの間、買主から合理的な理由を示した書面による要請がある場合には、買主又はその指定する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他のアドバイザー若しくは代理人に対して、売主の業務に著しい支障を生じさせない範囲に限り、且つ、法令等により禁止されるおそれがあると合理的に判断される場合を除き、(a) 本件承継対象事業並びに対象会社及び対象子会社の運営及び業績に関する情報、本件吸収分割の手続並びに対象会社及び対象子会社における本件手続等の進捗状況に関する情報その他本件取引

の実行並びにその後の本件承継対象事業及び対象子会社の円滑な事業遂行のために必要となる情報を提供するとともに、(b) (i) 売主又は売主の指定する者の立会いを条件として、売主の通常の営業時間内に、帳簿、記録、事務所その他の設備及び財産を閲覧及び調査させ、(b) (ii) 対象会社及び対象子会社をして提供させ、閲覧及び調査させるものとする。

14. 追加一覧の提供

売主は、本契約締結後速やかに(但し、遅くとも平成29年8月4日までに)、以下の各号に掲げる事項及びその概要について合理的な範囲で具体的に特定して記載した書面(以下「本件追加一覧」という。)を買主に提供するものとする。

- (1) 対象会社及び対象子会社が本クローリング後も本件承継対象事業を本契約締結日以前と実質的に同様の方法で営むために保有又は実施若しくは使用することが必要且つ重要な登録可能な知的財産権等(以下「本件知的財産権等」という。)
- (2) 売主及び対象子会社を契約当事者とする対象会社及び対象子会社が本クローリング後も本件承継対象事業を本契約締結日以前と実質的に同様の方法で営むために必要且つ重要な契約等
- (3) 本件グループ間契約等
- (4) 売主及び対象子会社が、本件承継対象事業に関して、第三者のために行っている債務保証(物上保証を含む。)
- (5) 本件許認可等

15. 前提条件の充足等に向けた協力

売主は、買主の義務の履行の前提条件が、本クローリング日までに充足されるよう合理的な範囲で協力するものとする。

第5.2条(買主のクローリング前の義務)

1. 本件取引に必要な内部手続の履践

買主は、本クローリング日の前日までに、本件取引を実行するために必要な買主の内部手続を履践するものとする。

2. 合弁契約に係る権利不行使確認書の取得への協力

買主は、売主が本クローリング日の前日までに、信昌国際投資及び上海明芳から、本件取引を承諾し、これに対して何ら異議を述べないとともに、本件取引の目的に抵触し得るFCE合弁契約、FAG合弁契約及びFACT合弁契約上の権利を行使しない旨の別紙5.1.6の様式及び内容による確認書を取得することに合理的な範囲で最大限協力するものとする。

3.既存ローンの取り扱い

買主は、売主が別紙5.1.8に記載の金銭消費貸借契約に基づく債務の保証人を本クロージングをもって買主又は買主が指定する者へ変更する場合に必要な一切の手続について合理的な範囲で最大限協力するものとする。

4.許認可等の取得及び届出等の履践

買主は、本クロージング日の前日までに、自らの費用と責任において、本件取引を実行するために法令等に基づき必要とされる手続（関係当局等からの許認可等の取得及び関係当局等に対する届出を含む。以下同じ。）を実施する。

5.本件株式取得届出

買主は、本クロージング日の前日までの間に、本件株式譲渡に関し、独占禁止法第10条第2項に基づく届出（以下「本件株式取得届出」という。）を公正取引委員会に対して行うとともに、その他同法に基づき本クロージング日までに本件株式譲渡に必要とされる手続を法令等に定められた期限までに完了するよう合理的な範囲で最大限努力するものとする。

6.前提条件の充足等に向けた協力

買主は、売主の義務の履行の前提条件が、本クロージング日までに充足されるよう合理的な範囲で協力するものとする。

第6.1条（買主の義務の履行の前提条件）

買主は、本クロージングの時点において、以下の各項に定める全ての条件が成就されていることを条件として、第7.1条第2項に規定する買主の本クロージングに係る義務を履行する。但し、買主は、その任意の裁量により、かかる条件の全部又は一部を放棄することができる。〔第5.1条に掲げる売主の義務の内容と重複のあるものについては、表題のみを挙げ本文は省略する。〕

1.売主の表明及び保証の真実性及び正確性

第3.1条に定める売主の表明及び保証が、全ての重要な点において真実且つ正確であること。

2.売主による本契約の義務の履行

売主が、本クロージングまでに又は本クロージングまでの期間につき遵守又は履行すべき本契約に基づく義務を全ての重要な点において遵守又は履行していること。

3.本件吸収分割の効力発生

第4.2条第1項及び第2項の規定に従い、本件吸収分割が、法令等及び本件吸収分割契約に従って実行され、その効力が発生していること。

- 4.本件取引に必要な内部手続の履践
- 5.本件付随契約の締結
- 6.本件基幹システムの使用のための措置の実施等
- 7.(合併契約に係る) 確認書の取得
- 8.契約の相手方からの同意取得等
- 9.グループ間契約の解約
- 10.許認可等の取得又は維持及び届出等の履践
- 11.追加一覧の提供
- 12.本件株式取得届出に関する待機期間の経過等

本件株式取得届出につき、本件株式譲渡に関する独占禁止法上の待機期間が経過しており、且つ、公正取引委員会により独占禁止法に基づく排除措置命令に係る手続の継続等、本件取引の実行を妨げる措置又は手続(以下「排除措置命令等」と総称する。)が行われていないこと。

- 13.その他関係当局等の判断等の不存在

本件取引の実行を制限又は禁止する旨の関係当局等の判断等がなされていないこと、及び、第三者からこれらを求める裁判所への申立がなされていないこと。

- 14.重大な悪影響を及ぼす事由の不発生

本契約締結後、本クロージングまでの間に、本件承継対象事業、並びに対象会社及び対象子会社の事業、財政状態、経営成績、キャッシュフロー又は将来の事業計画に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事由が発生していないこと。

第6.2条(売主の義務の履行の前提条件)

売主は、本クロージングの時点において、以下の各項に定める全ての条件が成就されていることを条件として、第7.1条第3項に規定する売主の本クロージングに係る義務を履行する。但し、売主は、その任意の裁量により、かかる条件の全部又は一部を放棄することができる。[第5.2条に掲げる買主の義務又は第6.1条に掲げる買主の義務の履行の前提条件の内容と重複のあるものについては、表題のみを挙げ本文は省略する。]

- 1.買主の表明及び保証の真実性及び正確性

第3.2条に定める買主の表明及び保証が、全ての重要な点において真実且つ正確であること。

- 2.買主による本契約の義務の履行

買主が、本クロージングまでに又は本クロージングまでの期間につき遵守又は履行すべき本契約に基づく義務を全ての重要な点において遵守又は履行していること。

- 3.本件吸収分割の効力発生
- 4.本件取引に必要な内部手続の履践
- 5.許認可等の取得又は維持及び届出等の履践
- 6.本件株式取得届出に関する待機期間の経過等
- 7.その他関係当局等の判断等の不存在
- 8.公開買付けの開始

株式会社ジェイテクトによって、売主株式について、金融商品取引法第27条の2に定める公開買付け(以下「本件公開買付け」という。)が開始されていること。

第7.1条(本クロージング)

- 1.本件株式譲渡の実行(以下「本クロージング」という。)は、本クロージング日に、買主及び売主が別途合意する場所において、本条第2項及び第3項の規定に従い行われる。
- 2.買主は、第6.1条に定める買主の義務の履行の前提条件の全てが成就又は放棄されたことを条件として、次項に定める売主の行為と引換えに、売主に対して、本件譲渡金額を売主が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により支払う。なお、かかる振込みに要する手数料その他の費用は、買主の負担とする。
- 3.売主は、第6.2条に定める売主の義務の履行の前提条件の全てが成就又は放棄されたことを条件として、前項に定める買主の行為と引換えに、買主に対して本件株式を譲り渡し、本件株式に係る株主名簿記載事項変更請求書(売主により記載されるべき事項が全て記載されており、且つ売主の記名捺印があるもの)を買主に交付する。

第8.1条(売主のクロージング後の義務)

- 1.売主は、本クロージング日から3年が経過するまでの間、自ら又は子会社をして、シート部品関連の事業(但し、売主又はその子会社若しくは関連会社がその事業に関して対象会社又は対象子会社に委託している事業を除く。以下「本件競合事業」という。)を行わず、又は行わせないものとし、また、本件競合事業を直接又は間接に営み、又は営ませないものとする(但し、対象会社又は対象子会社から本件付随契約等に基づき委託を受けた事業を除く。)。
- 2.売主は、本クロージング日から3年が経過するまでの間、直接又は間接を問わず、対象会社及び対象子会社の役職員に対し、売主又はその子会社の役職員への就任又は就業を勧誘してはならないものとする。但し、売主の一般の人材募集に対し、対象会社及び対象子会社の役職員が自発的に応募した場合等一般的な人材募集により当該役職員の採用に至った場合は、この限りではない。

3. 売主は、本クロージング後、対象会社及び対象子会社の円滑な事業遂行のために必要な事項(本件付随契約に基づく役務等の提供、必要なグループ間取引の継続・変更、税務・決算関連業務(税務申告書の作成を含む。))の補助、本件吸収分割契約第3条第1項・別紙1承継対象権利義務明細表第1項(資産)に定める資産に係る第三者対抗要件の具備への協力等その他の買主の合理的な要請に応じた役務等の提供を含む。)及び届出等について、買主、対象会社及び対象子会社に対して合理的な範囲で協力するものとする。
4. 売主は、本クロージング日以後3年間(対象会社、東三河富士機工、磐田富士機工及び九州富士機工については1年間)に限り、対象会社及び対象子会社に対して、(i) 売主及び対象子会社が本契約締結日時点で使用している商号及び略称の全部又は一部を含む商号及び略称、並びに、(ii) 売主及び対象子会社が保有する商標、標章、サービスマーク、ロゴ、URL、ドメイン名その他の商品、サービス、営業等の表示(以下「商標等」という。)のうち売主及び対象子会社が本契約締結日時点で本件承継対象事業及び対象子会社の事業に関して使用している商標等を使用することを、無償で許諾するものとする。
5. 売主は、本クロージング日後、買主、対象会社及び対象子会社に対して、本件吸収分割及び本件取引に関して買主、対象会社又は対象子会社において必要となる税務関連手続(税務当局への報告、税務申告、源泉徴収、納付を含む。以下同じ。)に合理的な範囲で協力するとともに、自ら履践することが必要な本件吸収分割及び本件取引に関する一切の税務関連手続を履践するものとする。

第8.2条(買主のクロージング後の義務)

1. 買主は、対象会社及び対象子会社をして、本クロージング日から3年が経過するまでの間、本クロージングの時点における対象会社及び対象子会社の全役職員(但し、自らの意思により対象会社又は対象子会社を退職する者を除く。)の任用又は雇用を維持・継続させ、且つこれらの役職員につき本クロージング前における任用又は雇用条件と少なくとも同等以上の水準の条件(昇給等の条件の改善に関する条件を含む。)を維持・継続させるよう合理的な範囲で最大限努力するものとする。
2. 買主は、本クロージング日以後7年間、売主の合理的な要請に従い、税務、監査、訴訟その他の手続に関し、対象会社及び対象子会社をして、売主の税務、監査、訴訟その他の手続において必要とされる可能性のある対象会社又は対象子会社に係る帳簿、記録、資料その他の情報(本クロージング日までに生じた情報に限る。)を保管し、対象会社及び対象子会社の業務に著しい支障を生じさせない限り、売主に対してこれらの情報へのアクセス(役職員へのインタビューを含む。)を合理的な範囲で認めさせるよう努めるものとする。

3.第8.1条第4項(ii)の規定により、その使用が許諾されている場合を除き、買主は、本クロージング日以後、対象会社及び対象子会社をして、「kiko」又は「autotec」の文字列を含むURL又はドメイン名の使用をさせないものとする。

第8.3条(クロージング後の債務又は負債の負担)

- 1.買主は、本クロージング日以後、対象会社が、本件承継対象事業に含まれない売主の債務であって本クロージング日の前日までに発生したものについて第三者に対して弁済した場合には、対象会社をして、売主に対して通知により当該弁済金額の補償を請求させることができ、かかる請求を受けた場合、売主は速やかに対象会社に対して当該金額を支払うものとする。
- 2.売主は、本クロージング日以後、売主が、本件承継対象事業に含まれる対象会社の債務であって本クロージング日の前日までに発生したものについて第三者に対して弁済した場合には、対象会社に対して通知により当該弁済金額の補償を請求することができ、かかる請求を受けた場合、買主は速やかに対象会社をして当該金額を支払わしめるものとする。

第9.1条(年金制度及び健康保険制度の取扱いの協議)

買主及び売主は、本契約締結日後速やかに、本クロージング日後に対象会社及び対象子会社の役員及び従業員に適用されることとなる年金制度及び健康保険制度の取扱いについて、誠実に協議するものとする。

第10.1条(補償)

- 1.買主及び売主は、以下の各号の事由のいずれかに起因又は関連して相手方当事者((3)については買主に限り、(4)については売主に限る。)に損害、損失又は費用(訴訟費用、合理的な弁護士費用等を含む。以下「損害等」という。)を被らせたとときは、当該相手方当事者に対し、当該損害等を補償するものとする。なお、補償を請求する当事者が当該損害等の原因となった事由に起因して保険会社その他の第三者から保険金の支払その他の損害の填補を受けた場合、当該金額は当該請求に係る損害等から除外されるものとする。
 - (1)本契約に規定される自らの表明及び保証(本クロージング日付の表明及び保証に関しては、本件取引が実行された場合に限る。)のいずれかが不実又は不正確であること
 - (2)本契約上の自らの義務のいずれかに関する不履行
 - (3)対象子会社が本クロージング前に行っていたステアリングコラム事業及びパワートレイン事業に関する製品の製造
 - (4)対象子会社以外の売主の子会社が本クロージング前に行っていたシート事業に関する製品の製造

- 2.前項各号のいずれかの事由に起因又は関連して対象会社又は対象子会社が損害等を被った場合には、買主は、かかる損害等の額と同額(但し、損害等を被ったのが対象子会社である場合には、かかる損害等の額に、対象会社の対象子会社に対する持分割合を乗じて得られる額とする。)の損害等を被ったものとみなすことができる。

第10.2条(補償の制限)

- 1.第10.1条第1項(1)に基づく補償義務は、①単一又は一連の事実に基づく請求(以下「個別請求」という。)に係る損害等の額が1,000万円以下の場合には全て免責され、②かかる損害等の額が1,000万円を超える個別請求に係る損害等の合計が1億円以下の場合についても全て免責され、また、③損害等の額が1,000万円を超える個別請求に係る損害等の額の合計が1億円を超過する場合に、当該損害等の全額について認められる。また、第10.1条第1項(1)に基づく補償額の総額は、本件譲渡価額の20%を超えず、超えた部分について、補償当事者は補償義務を負わないものとする。
- 2.前項の規定は、第10.1条第1項(1)に基づく補償の請求のうち別紙3.1.Ⅰ第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項、Ⅱ第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項、並びに、別紙3.2第1項、第2項、第3項、及び第4項に定める表明及び保証に係る補償の請求には適用されない。
- 3.売主及び買主は、第10.1条第1項(1)に基づく補償の請求をするに当たっては、本クロージング日後以下の各号に定める期間を経過した応当日までに、相手方当事者に対して書面により、その時点で判明している情報に照らして合理的に可能な範囲で、損害等、その発生原因及び損害等の額を特定し、且つ具体的な請求の根拠を示して請求するものとする。
 - (1)別紙3.1.Ⅰ第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項、Ⅱ第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項、並びに、別紙3.2第1項、第2項、第3項、及び第4項に基づくもの：5年
 - (2)上記以外：20ヶ月
- 4.第10.1条第1項(1)の規定に関わらず、別紙3.1.Ⅲに定める表明及び保証のいずれかが不実又は不正確であること(以下「特定表明保証違反」という。)に起因又は関連して買主が損害等を被った場合については、①売主の社内規定若しくは社内制度を直接の原因とする損害等、又は、②経営管理本部、情報システム部、内部監査室、品質保証部その他の本件承継対象事業とそれ以外の事業につき共通かつ分割不可能な業務を行う部署(以下、経営管理本部、情報システム部、内部監査室及び品質保証部と総称して「共通管理部署」という。)の、かかる業務に関する指示若しくは指導を直接の原因とする損害等についてのみ、買主は売主に対して補償を請求できるものとする。買主が当該補償の請求を行う場合、売主と買主は、(a)当該損害等の発生に係る本件承継対象事業に係る部署(共通管理部署を除く。)と共通管理部署との寄与の程度、(b)当該損害等の発生をもたらした特定表明保証違反に係る事実(当該事実を高度の蓋然性をもって推認させる事実を含む。以下本項において同じ。)

について、本契約締結日時点において、(x) 買主が売主の株主としての地位に基づき売主から説明を受けていたという事実がある場合、(y) 買主が売主に対して派遣している役員が売主の役員としての職務上の重大な過失(故意と同視できるものに限る。以下本項において同じ。)により認識しなかったという事実がある場合、又は(z) 本件取引に関連して買主により実施されたデュー・ディリジェンス・レビューにおいて売主から買主に対して開示されたにもかかわらず、買主が重大な過失により認識しなかったという事実がある場合には、それらの事実の具体的な内容等を考慮の上、売主が補償義務を負うべき範囲について誠実に協議を行い、売主がそれらに応じて合理的な金額を負担するよう合意をするものとし(いずれの当事者もかかる合意を不合理に留保、遅延又は拒絶できないものとする。)、売主は、かかる合意により補償義務を負うとされたものに限り、補償義務を負うものとする。

第10.3条(訴訟に対する対応)

1. 買主は、本契約締結日において売主が被告となっている訴訟（〔中略〕）について、自ら、対象会社又は対象子会社をして、売主の合理的な要請に応じて、売主による防御のために合理的な範囲において、最大限協力を行い、又は行わせる。
2. 前項に定める訴訟において、売主の敗訴（一部敗訴の場合及び和解により請求額の一部を負担することとなる場合を含む。）が確定した場合、買主は、売主が負担すべき請求認容額及び当該訴訟に要した費用（訴訟費用、合理的な弁護士費用等を含む。）の内、本クロージング後に発生したものの合計額の半額を、当該判決の確定から3ヶ月以内に売主に対して支払う。
3. 売主は、第1項に定める訴訟の追行につき、適宜、買主に意見を述べる機会を与え、また当該買主の意見を合理的な範囲において尊重して訴訟の追行を行うものとする。
4. 売主は、第1項に定める訴訟を請求の認諾又は和解により終結させようとする場合において、請求の認諾又は和解の条件について事前に買主に通知し、実務上可能な範囲で、誠実に協議を行うものとする。

第10.4条(救済方法の限定等)

1. 本契約に関連して売主及び買主に生じる損害等の相手方当事者に対する請求は、第10.1条乃至本条に従ってのみ可能であり、本契約当事者は、第10.1条乃至本条に基づく補償の請求を除き、債務不履行責任、瑕疵担保責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、相手方当事者に対して損害等その他の負担につき賠償、補償その他の請求をすることはできない。

- 2.第10.1条の規定にかかわらず、売主は、①本クロージング後における買主、対象会社又は対象子会社の作為(買主による本契約に基づく義務の履行を除く。)のみに起因又は関連して買主、対象会社又は対象子会社に生じた損害等については第10.1条に定める補償義務を負わず、②別紙3.1.Ⅲ.1.(1)において定義される本件計算書類等に計上若しくは注記されている債務については、第10.1条第1項(1)に定める補償義務を負わない。
- 3.売主及び買主は、第10.1条乃至本条に基づく補償当事者の補償義務の対象となる自らの損害等(当該当事者が具体的に認識又は予見しているものに限る。)を拡大させないための措置を採るよう合理的な範囲において努めなければならない。
- 4.第10.1条乃至本条に基づく損害等の補償は、全て本件譲渡価額の調整として行われる。

第11.1条(終了)

- 1.本契約は、本クロージングの前に限り、且つ、以下に定めるいずれかの場合にのみ終了するものとする。
 - (1)両当事者が、書面で本契約の終了につき合意した場合。
 - (2)次条に従い、いずれかの当事者により本契約が本クロージング前に解除された場合。
- 2.各当事者は、本契約の終了により、終了時において既に本契約に基づき発生した義務及び責任、又は終了前の事由に基づき終了後に発生する本契約に基づく義務及び責任を免除されるものではない。
- 3.本契約の終了にもかかわらず、第10.1条乃至第10.4条、本条及び第12.1条以下の効力は存続するものとする。

第11.2条(解除)

- 1.買主及び売主は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本クロージング前に限り、相手方当事者に対する書面による通知により、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1)相手方当事者が本契約に規定する自己の義務に重要な点において違反し、他方当事者が当該義務違反の原因となる具体的事由を合理的に特定して記載した書面によって通知し、その是正を求めたにもかかわらず、当該違反が当該通知日から30日以内に是正されなかった場合。
 - (2)相手方当事者の表明及び保証のいずれかが重要な点において不実又は不正確であった場合。
 - (3)本件取引の実行を制限又は禁止する旨の関係当局等の判断等がなされ、且つ、当該関係当局等の判断等が確定し、不服申立てができなくなった場合。
 - (4)相手方当事者につき、法的倒産手続の開始の申立てがなされた場合又はこれらの手続が開始された場合。
 - (5)自らの責めに帰すべき事由によらず、本クロージングが平成30年3月31日(但し、買主及び売主が別途その他の日とする旨を合意した場合は、当該その他の日とする。)までに行われない場合。

2.本契約の解除は、本条に従ってのみ可能であり、各当事者は、本条に基づく場合を除き、債務不履行責任、瑕疵担保責任、その他法律構成の如何を問わず、本契約を解除できないものとする。

[以下、表題のみを挙げ、本文は省略する。]

第12.1条(秘密保持)

第12.2条(公表)

第12.3条(譲渡禁止)

第12.4条(費用)

第12.5条(通知)

第12.6条(分離可能性)

第12.7条(修正及び変更)

第12.8条(不可抗力)

第12.9条(完全合意)

第12.10条(準拠法及び管轄合意)

第12.11条(誠実協議)

[別紙については別紙3.1及び3.2のみを挙げ、且つ、これらについても表題のみを挙げ本文は省略する。]

別紙3.1

売主の表明及び保証

I. 売主に関する表明及び保証

1. 存続及び権限
2. 授權及び強制執行可能性
3. 法令等との抵触の不存在
4. 本件株式の所有
5. 倒産手続
6. 反社会的勢力

Ⅱ.対象会社及び対象子会社に関する表明及び保証

- 1.存続及び権限
- 2.授權及び強制執行可能性
- 3.法令等との抵触の不存在
- 4.倒産手続
- 5.反社会的勢力
- 6.株式等
- 7.子会社・関連会社
- 8.本件吸収分割

Ⅲ. 本件承継対象事業及び対象子会社の事業に関する表明及び保証

- 1.貸借対照表等
- 2.後発事象等
- 3.知的財産権等
- 4.システム
- 5.その他資産
- 6.契約等
- 7.公租公課等
- 8.法令遵守等
- 9.許認可等
- 10.訴訟等
- 11.役員及び従業員等
- 12.環境
- 13.情報の開示

以 上

買主の表明及び保証

- 1.存続及び権限
- 2.授權及び強制執行可能性
- 3.法令等との抵触の不存在
- 4.倒産手続
- 5.反社会的勢力

以 上

3. 株式譲渡により当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

当社は、本株式譲渡契約に従い、当社が保有する T F - M E T A L 株式すべてをタチエスに対して 6,000,000,000円（以下「本譲渡価額」という。）で譲渡いたします。

当社取締役会の意思決定の過程における公正性・妥当性を担保するため、当社およびタチエスから独立した第三者機関として、ファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社に T F - M E T A L 株式の株式価値の算定を依頼し、平成29年4月27日付で株式価値算定書を取得しております。同算定書においては、算定にあたって類似会社比較法およびディスカунテッド・キャッシュ・フロー法が採用されており、3,828百万円～10,045百万円との算定結果が示されております。当社は、本譲渡価額が、同株式価値算定書に記載されている野村證券株式会社による T F - M E T A L 株式の株式価値の算定結果の範囲内であることを踏まえ、当社のシート事業ならびに財務の現状および今後の見通しもあわせて慎重に検討し、本譲渡価額を妥当と判断いたしました。

4. 譲渡する子会社の概要

（1）名称	株式会社 T F - M E T A L
（2）所在地	静岡県湖西市新居町内山1558
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岩石 徹
（4）事業内容	シート部品の製造および販売

(5) 資本金	10万円	
(6) 設立年月日	平成29年5月17日	
(7) 大株主および持株比率	富士機工株式会社 100.00%	
(8) 当社との間の関係	資本関係	当社は当該会社の株式を100%保有しております。
	人的関係	当社取締役3名が取締役、当社執行役員が監査役に就任しております。
	取引関係	本吸収分割以降、一定の期間、当社からT F - M E T A Lに対して、その事業運営に関するサポート・サービスを提供するなど、一定の取引関係が生じる予定です。
(9) 当該会社の成立の日の財政状態		
決算期	3月31日	
純資産（円）	100,000	
総資産（円）	100,000	
1株当たり純資産（円）	500	

5. 株式譲渡の相手先の概要

(1) 名称	株式会社タチエス
(2) 所在地	東京都昭島市松原町3丁目3番7号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中山 太郎
(4) 事業内容	自動車用シート・部品の製造販売
(5) 資本金	9,040百万円（平成28年12月31日現在）
(6) 設立年月日	昭和29年4月7日

(7) 大株主および持株比率 (平成28年9月30日現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 6.40% 日野自動車株式会社 4.17% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部） 4.09% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 3.23% 齊藤 静 2.87% 河西工業株式会社 2.49% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部） 2.32% タチエス取引先持株会 2.25% NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS SEC LENDING (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部) 2.13% 株式会社三井住友銀行 2.06%	
(8) 当社との間の関係	資本関係	タチエスは、本日現在、当社の発行済株式総数（53,171,286株）の24.40%に相当する12,979,000株を保有しております。 当社の社外監査役1名がタチエスの代表取締役会長を兼務しております。また、当社の取締役2名がタチエスの出身者です。このほかに、タチエスから当社へ出向者1名が派遣されております。 取引関係 当社は、タチエスに対し、シート部品を販売しております。

第4号議案 取締役9名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役9名全員が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	むらせ のりや 村瀬 昇也 (昭和27年8月24日生)	昭和51年 4月 光洋精工株式会社 (現株式会社ジェイテクト) 入社 平成19年 6月 株式会社ジェイテクト執行役員 平成23年 6月 同社常務執行役員 平成24年 6月 同社取締役 平成25年 6月 同社専務取締役 平成27年 4月 当社顧問 平成27年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る	29,800株
		(取締役候補者とした理由) 村瀬昇也氏は、平成27年より当社の代表取締役社長として、企業価値向上に努めております。経営者として深い知見と豊富な経験を有しており、取締役候補者いたしました。	
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 再任	いわいし とおる 岩石 徹 (昭和30年1月24日生)	昭和55年 4月 日産自動車株式会社入社 平成20年 4月 同社市場品質改善グループ部長 平成22年 4月 株式会社タチエス入社 顧問 平成22年10月 同社執行役員品質保証副部門長 平成24年 4月 同社北中南米事業担当常務執行役員 平成26年 4月 同社常務執行役員生産部門長 平成28年 4月 当社顧問 平成28年 6月 当社代表取締役副社長 現在に至る (担当) 社長補佐 品質管理最高責任者 生産統括本部長 シート総括	6,300株
		(取締役候補者とした理由) 岩石 徹氏は、自動車メーカーを経験し、品質、海外経営等経営全般に関する深い知見と豊富な経験を有しており、取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5 再任	きたがわ ただあき 北川 忠明 (昭和31年12月22日生)	昭和56年 4月 豊田工機株式会社 (現株式会社ジェイテクト) 入社 平成18年 1月 株式会社ジェイテクトステアリング事業本部 調達部長 平成22年 1月 同社ステアリング事業本部 豊橋工場長 平成23年 6月 当社執行役員 平成25年 6月 当社常務執行役員 平成27年 6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る (担当) 経営管理本部長 生産統括本部副本部長	7,500株
		(取締役候補者とした理由) 北川忠明氏は、調達、生産、本社部門における広く深い知見と豊富な知識を有しております。経営管理本部長として、本社管理部門を統括しており、取締役候補者といいたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6 新任	おぐす えつたか 小楠 悦孝 (昭和31年2月8日生)	昭和54年 4月 当社入社 平成 7年 8月 当社新居工場技術課長 平成14年 5月 当社新居工場製造チーム チームリーダー (部長職) 平成23年 6月 当社コラム事業本部生産技術部長 平成24年 6月 当社執行役員 平成27年 6月 当社常務執行役員 現在に至る (担当) コラム事業本部副事業本部長 技術統括本部副本部長 トラック事業推進室長	17,000株
		(取締役候補者とした理由) 小楠悦孝氏は、生産技術、製造技術、製造部門における広く深い知見と豊富な知識を有しており、取締役候補者といいたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9 再任	なかにし しんぞう 中西 眞三 (昭和22年9月14日生)	昭和46年 4月 鈴木自動車工業株式会社 (現スズキ株式会社) 入社 平成10年10月 同社GM業務部長 平成11年 6月 同社取締役海外四輪営業本部副本部長 平成15年 6月 同社常務取締役海外営業本部長 平成16年 6月 同社専務取締役海外営業本部長 平成20年 1月 同社取締役専務役員 マルチ スズキ インディア社 (インド子会社) 社長 平成25年10月 同社顧問 平成26年 3月 同社退社 平成28年 6月 当社社外取締役 現在に至る	0株
		(社外取締役候補者とした理由) 中西眞三氏は、自動車メーカーを母体とし、海外部門の経験が長く、深い知見と豊富な知識を有しております。海外事業が半分を超える当社にとって同氏の経験等を当社経営に生かしたく、取締役候補者いたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 桑木 肇氏および中西眞三氏は、社外取締役候補者であります。
3. 桑木 肇氏の当社社外監査役としての在任期間は3年であり、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
4. 中西眞三氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 桑木 肇氏および中西眞三氏と当社は、定款に基づき会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しておりますが、本議案において選任をご承認いただいた場合は同契約を継続する予定であります。
6. 桑木 肇氏および中西眞三氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。本議案において選任をご承認いただいた場合、当社は独立役員として指定を継続する予定であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役西村 悟氏は辞任されますので、その補欠の監査役として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、補欠選任された監査役の任期は、当社定款の規定により、前任者の任期の満了時までとなります。本議案については、監査役会の同意を得ております。

なお、当候補者の補欠監査役は第95期定時株主総会にて選任されました野末幸秀氏とさせていただきます。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
新任	うらた しんじ 浦田 信二 (昭和32年5月23日生)	平成 3年 4月 光洋精工株式会社 （現株式会社ジェイテクト）入社 平成13年 1月 同社人事部人事企画グループ長 平成16年 6月 同社安全衛生環境管理部長 平成22年 6月 同社総務部長 平成25年 6月 当社執行役員 平成27年 6月 当社常務執行役員 現在に至る (担当) コラム事業本部副事業本部長	8,500株
	(監査役候補者とした理由) 浦田信二氏は、経営管理部門に長く携わり、経営全般に関する深い知見と豊富な経験を有しており、監査役候補者といえました。		

（注）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の社外取締役2名を除く取締役7名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与として総額63百万円を支給いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、支給の時期、方法などは、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期における世界経済は、米国の新政権発足、中国の景気減速や英国のEU離脱問題等を起点に先行き不透明感が高まる中、為替相場や株式市場が安定感を欠いた状況で推移いたしました。

日本経済においては、政府や日本銀行による各種政策の効果等により、企業収益や雇用環境は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループの関連する自動車業界においては、国内の新車販売台数は、軽自動車税増税や燃費不正問題の影響等があり、軽自動車を中心に低迷しております。海外の新車販売台数は、米国や中国は高い水準で推移しており、欧州においても回復基調となりました。

このような経営環境下において、当社グループは平成32年度の経営目標である連結売上高1,680億円を達成させるべく、中期経営計画に沿って柱となる3つの基本方針を掲げ活動を展開してまいりました。基本方針として、1つめはグローバルな事業展開と長期安定的な成長の実現により、企業価値を高めること、2つめは次世代につなぐ、環境変化を見据えた新商品を開発すること、3つめは経営効率を向上させ、収益の持続的拡大を図り収益基盤の強化に努めることであります。

これらの方針のもと、当社グループの主要事業であるステアリングコラム、シート、パワートレインの各事業において、地域、営業、商品、生産戦略に基づくアクションプランを展開してまいりました。その結果、当社グループの連結売上高は、1,127億6千5百万円と前期に比べ84億5千1百万円（8.1%）の増収となりました。

地域別の売上高の状況をみると、日本は、シートフレームの新規受注や最新技術搭載車の販売が好調であったため475億8千9百万円と前期に比べ43億5千万円（10.1%）の増収となりました。米州は堅調な自動車販売を背景に北米のコラム事業子会社およびシート事業子会社において受注増となり、264億8千5百万円と前期に比べ30億8千3百万円（13.2%）の増収となりました。欧州は回復基調にあり、174億8千6百万円と前期に比べ2億8千万円（1.6%）の増収となりました。中国は、小型車減税の駆け込み需要により、137億1千万円と前期に比べ3億6千9百万円（2.8%）の増収となりました。東南アジアは、74億9千2百万円と前期に比べ3億6千7百万円（5.2%）の増収となりました。

利益につきましては、営業利益は67億8百万円と前期に比べ5億6千1百万円（9.1%）の増益となりました。経常利益は72億4千5百万円と前期に比べ6億3千5百万円（9.6%）の増益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は42億7千1百万円と前期に比べ1億9千1百万円（4.7%）の増益となりました。

(単位未満切捨て表示)

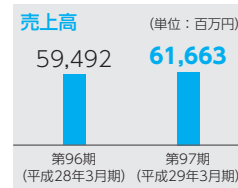
	第96期 (平成28年3月期)	第97期 (平成29年3月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	104,313	112,765	8,451増	8.1%増
営業利益	6,147	6,708	561増	9.1%増
経常利益	6,609	7,245	635増	9.6%増
親会社株主に帰属する当期純利益	4,079	4,271	191増	4.7%増

事業別の状況に関しましては、次のとおりであります。

ステアリングコラム事業

売上高
61,663百万円
(前期比3.6%増)

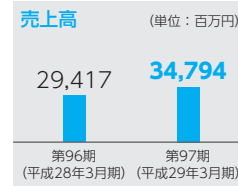
売上高は、616億6千3百万円（前期比3.6%増）となり、
営業利益は33億1千6百万円となりました。



シート事業

売上高
34,794百万円
(前期比18.3%増)

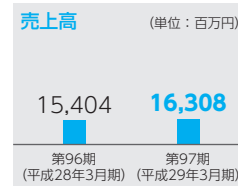
売上高は、347億9千4百万円（前期比18.3%増）となり、
営業利益は9億3千1百万円となりました。



パワートレイン事業

売上高
16,308百万円
(前期比5.9%増)

売上高は、163億8百万円（前期比5.9%増）となり、
営業利益は24億5千6百万円となりました。



(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、新規受注に対する生産体制整備、生産能力増強等を実施いたしました。その結果、当期に実施いたしました設備投資の総額は41億1百万円となりました。事業別には次のとおりであります。

① ステアリングコラム事業	28億7千5百万円
② シート事業	8億2千8百万円
③ パワートレイン事業	3億9千6百万円

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金、借入金により充当いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

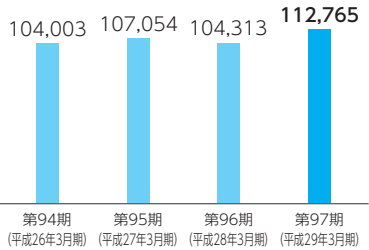
(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

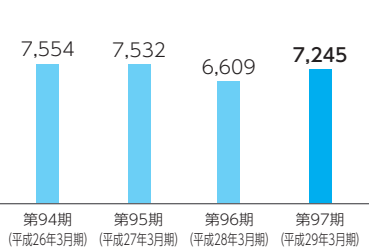
(8) 財産および損益の状況の推移

(単位未満切捨て表示)

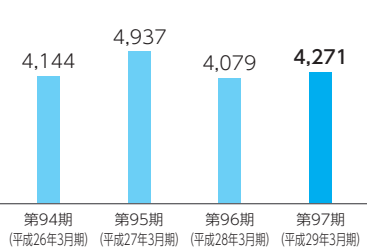
売上高 (単位：百万円)



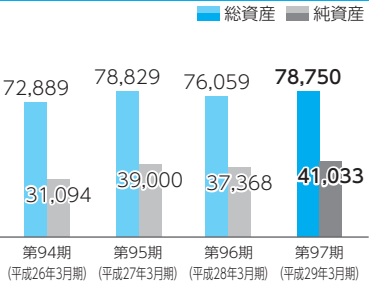
経常利益 (単位：百万円)



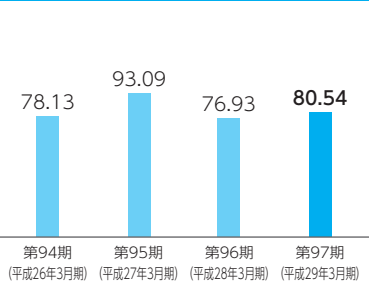
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



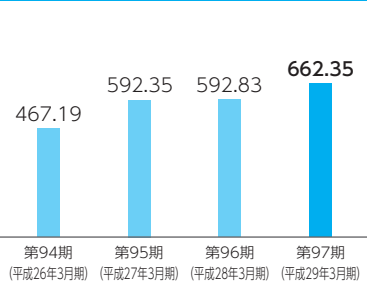
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



(単位未満切捨て表示)

区 分	単 位	第94期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第95期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第96期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第97期 (当期) (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
売上高	百万円	104,003	107,054	104,313	112,765
経常利益	百万円	7,554	7,532	6,609	7,245
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,144	4,937	4,079	4,271
1株当たり当期純利益	円	78.13	93.09	76.93	80.54
総資産	百万円	72,889	78,829	76,059	78,750
純資産	百万円	31,094	39,000	37,368	41,033
1株当たり純資産額	円	467.19	592.35	592.83	662.35

(9) 対処すべき課題

当社グループは、日本の他、米州、欧州、中国、東南アジアに海外生産拠点を有していますが、年々海外生産比率が高まっております。自動車市場も、国内生産の縮小・海外生産の拡大の傾向は益々加速されることが予想されます。

また、近年、自動車業界においては安全運転支援システム・自動走行システム等の次世代技術への対応を背景に、自動車部品に求められる機能は高度化・複雑化しており、今後もその傾向は持続すると考えられます。

このような経営環境下、当社グループは、変化に左右されない盤石な基盤づくり、企業の長期安定と発展のための成長戦略の実践およびグローバル経営の強化に取り組んでまいります。

盤石な基盤づくりにおいては、変化に対応できる収益の確保と財務体質の向上を目指します。成長戦略の実践については、グローバルな商品戦略、営業戦略、地域戦略を踏まえ、お客様のニーズに合った商品企画に基づいた新商品開発に取り組んでまいります。また、グローバルでゆるぎない地位を築くためのモノづくり改革と原価革新を推進し、併せて、当社グループのコア技術を活用した次世代に向けた新商品の開発や新事業の可能性を追求してまいります。

今後の国内自動車生産の縮小・海外自動車生産の拡大の傾向に対しては、国内生産においては、操業度を高めコスト競争力をつける取組みを進めます。海外生産においては拠点の拡充・強化として、ステアリングコラム事業における欧州生産体制の強化、シート事業におけるメキシコおよび中国市場での生産拡大・拡販の推進、パワートレイン事業におけるメキシコでの生産拡大などの展開を引き続き進めてまいります。

一方、当社グループは、ステアリングコラム事業、シート事業およびパワートレイン事業の3事業を主たる事業として展開してまいりましたが、上述のように自動車部品メーカーとしての高度な技術力および開発力がますます求められる状況下で、限られた経営資源をステアリングコラム事業、シート事業およびパワートレイン事業の3事業に分散して投入していくよりも、事業の選択と集中を行い、自動車部品メーカーとしての対応力を高めていくことが必要な状況にあり、事業再編を行う事といたしました。

そのため、当社は、株式会社ジェイテクト（以下「ジェイテクト」といいます。）および株式会社タチエス（以下「タチエス」といいます。）と、①ジェイテクトが当社株式の全てを取得し、当社をジェイテクトの完全子会社とすること、および、②当社が営むシート事業を当社が設立した新会社である株式会社TF-METAL（以下「TF-METAL」といいます。）に対して吸収分割の手続により承継させ、平成29年10月2日を目途としてTF-METALの発行済株式の全部を当社がタチエスに対して譲渡することについて、平成29年4月28日付で基本契約を締結いたしました。

また、当社は、同日付で、ジェイテクトとの間で公開買付けに関する合意書を締結、タチエスとの間で株式譲渡に係る株式譲渡契約を締結し、さらに、平成29年5月30日付で、T F - M E T A Lとの間で、吸収分割契約を締結いたしました。

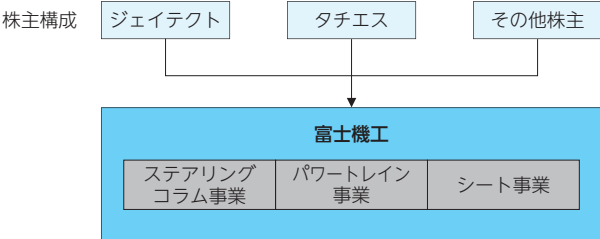
当社とジェイテクトの間ではステアリングコラム事業、パワートレイン事業分野で相乗効果が見込める一方で、ジェイテクトの手掛けていないシート事業に関しては、さらなる事業の発展に向けてシート専門メーカーである第三者への譲渡が適切と判断いたしました。シート事業の譲渡先であるタチエスは、シート事業の主要な取引先であり、かつ長年の当社との資本関係・事業関係があります。タチエスに事業を譲渡することで、フレームシステムとの一体化が実現し、円滑な事業運営とシート事業の価値最大化が見込まれるものと考えております。

また本事業再編により、ジェイテクトと強固な連携を実現し、経営に必要な諸施策を実行に移すことが容易になるだけでなく、同社との間の経営資源およびノウハウ等の相互活用を可能とし、今後の当社の企業価値向上に資するものと考えております。

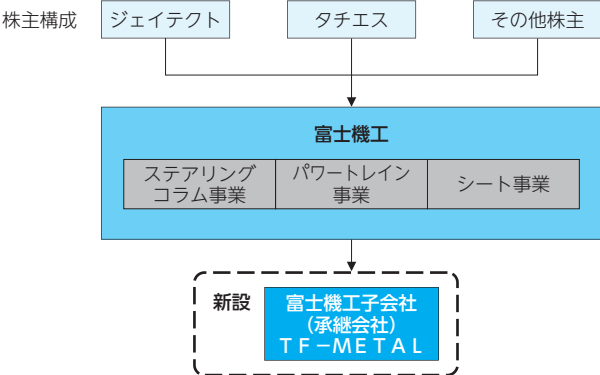
ジェイテクトによる完全子会社化後においても、T F - M E T A Lにおいても、これまでの伝統や企業文化を尊重しつつ、ジェイテクトおよびタチエスとの一体化を進め、両社の企業価値の最大化を実現してまいります。

(ご参考)
事業再編の流れ

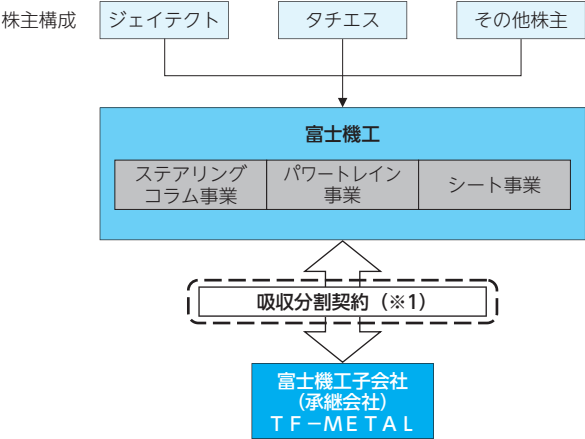
1. 現体制



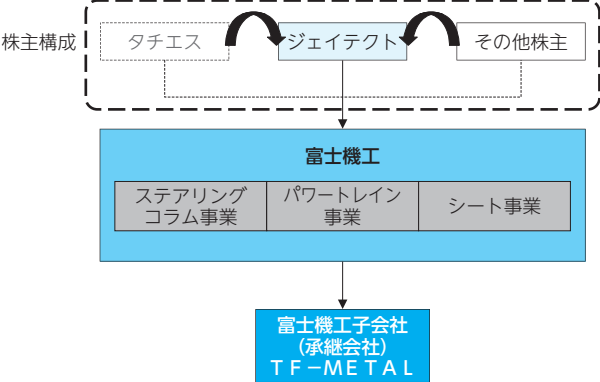
2. シート事業承継会社の設立（平成29年5月17日）
（株式会社TF-METALの設立）



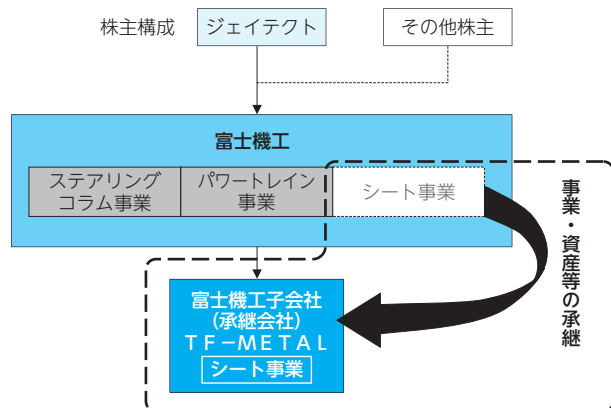
3. 承継会社との吸収分割契約締結（平成29年5月30日）



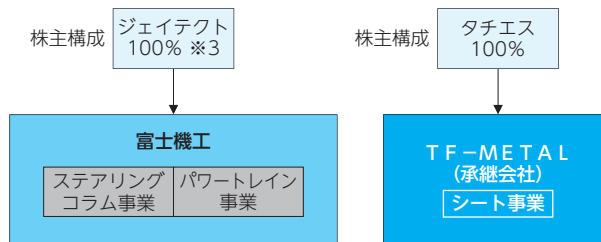
4. ジェイテクトによる当社株式に対する公開買付け（予定）
国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応を終え次第
開始 ※2



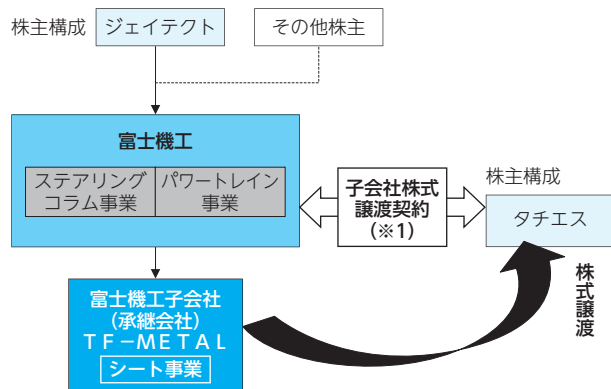
5. 吸収分割契約に基づき承継会社へ事業・資産等を承継
(平成29年10月(予定))



7. 事業再編後の姿



6. 株式譲渡契約に基づきタチエスへ承継会社の株式を譲渡
(平成29年10月(予定))



- ※1. 本契約締結の承認について、第97期定時株主総会に上程するものとございます。
- ※2. ジェイテクトは、本公開買付けにおける買付予定数の下限を17,595,600株と設定しており、本公開買付けに応募された当社株式の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないといたします。また、本公開買付けの終了は、以下5.6の後となる可能性がございます。
- ※3. ジェイテクトは、本公開買付けによって当社株式の全てを取得できなかった場合、株式売渡請求または株式併合の手続を実施し、当社株式の全てを取得する予定です。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

(単位未満切捨て表示)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
九州富士機工株式会社	10百万円	100.0%	自動車部品製造販売
東三河富士機工株式会社	10百万円	100.0	//
磐田富士機工株式会社	15百万円	100.0	//
株式会社富士機工クラタ	300百万円	80.0	//
ダグラス・オートテック・コーポレーション (米国)	61百万 米ドル	100.0	//
フジキコーオペユーエスエー・コーポレーション (米国)	28百万 米ドル	100.0	米国における持株会社
フジ・オートテック・ユーエスエー・エルエルシー (米国)	10百万 米ドル	66.0 (66.0)	自動車部品製造販売
フジ・オートテック・AB (スウェーデン)	27百万 スウェーデンクローネ	100.0 (100.0)	//
フジキコー・ヨーロッパ・S.A.S. (フランス)	39百万 ユーロ	100.0	欧州における持株会社
フジ・オートテック・フランス・S.A.S. (フランス)	12百万 ユーロ	100.0 (100.0)	自動車部品製造販売
フジ・コーヨー・チェコ・s. r. o. (チェコ)	340百万 チェココルナ	66.6 (66.6)	//
PT・オートテック・インドネシア (インドネシア)	41,435百万 インドネシアルピア	94.31	//
フジ・オートテック (タイランド) Co.,Ltd. (タイ)	315百万 タイバーツ	98.48	//
広州富士機工汽車部件有限公司 (中国)	40百万 中国元	51.0	//
広州常富機械工業有限公司 (中国)	37百万 中国元	51.0	//
広州常富美山汽车配件有限公司 (中国)	9百万 中国元	30.1 (30.1)	//
浙江富昌泰汽车零部件有限公司 (中国)	109百万 中国元	51.0	//
フジ・オートテック・オートペサス・ド・ ブラジル・Ltda. (ブラジル)	6百万 ブラジルリアル	100.0 (100.0)	//
フジキコー・タチエス・メキシコ・S.A. DE C.V. (メキシコ)	371百万 メキシコペソ	66.0 (66.0)	//
フジキコー・メキシコ・S.A. DE C.V. (メキシコ)	39百万 メキシコペソ	100.0	//

(注) 1. 出資比率欄の () 内数字は、間接所有割合で内数であります。
2. ダグラス・オートテック・コーポレーション、フジキコーオペユーエスエー・コーポレーションおよびPT・オートテック・インドネシアの資本金については、払込資本を記載しております。

(11) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容はステアリングコラム部品、シート部品、パワートレイン部品等、主として自動車部品の製造販売であります。

区分	主な製品
ステアリングコラム事業	ステアリングコラム、インタミディエイトシャフト
シート事業	リクライナー、ハイトアジャスター、シートスライド、シートフレーム
パワートレイン事業	オートマチックトランスミッションシフター、マニュアルトランスミッションシフター、プーリー、ドライブプレート

(12) 主要な事業所および工場 (平成29年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社事業所	静岡県湖西市
鷺津事業所	静岡県湖西市
新居事業所	静岡県湖西市
本庄事業所	埼玉県本庄市
磐田事業所	静岡県磐田市

② 子会社

名称	所在地
九州富士機工株式会社	大分県中津市
東三河富士機工株式会社	愛知県新城市
磐田富士機工株式会社	静岡県磐田市
株式会社富士機工クラタ	愛知県蒲郡市
ダグラス・オートテック・コーポレーション	米国
フジキコーオブユーエスエー・コーポレーション	米国
フジ・オートテック・ユーエスエー・エルエルシー	米国
フジ・オートテック・AB	スウェーデン
フジキコー・ヨーロッパ・S.A.S.	フランス
フジ・オートテック・フランス・S.A.S.	フランス
フジ・コーヨー・チェコ・s.r.o.	チェコ
PT・オートテック・インドネシア	インドネシア
フジ・オートテック (タイランド) Co.,Ltd.	タイ
広州富士機工汽車部件有限公司	中国
広州常富機械工業有限公司	中国
広州常富美山汽车配件有限公司	中国
浙江富昌泰汽车零部件有限公司	中国
フジ・オートテック・オートペサス・ド・ブラジル・Ltda.	ブラジル
フジキコー・タチエス・メキシコ・S.A. DE C.V.	メキシコ
フジキコー・メキシコ・S.A. DE C.V.	メキシコ

(13) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,247名	116名増

(注) 従業員数は就業人員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (期間雇用者、パートタイマー、人材会社からの派遣社員等) は含めておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,235名	28名減	39.5歳	16.0年

(注) 従業員数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり臨時雇用者数 (期間雇用者、パートタイマー、人材会社からの派遣社員等) は含めておりません。

(14) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

(単位未満切捨て表示)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,167百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,159百万円
株式会社静岡銀行	2,000百万円
株式会社みずほ銀行	1,523百万円
株式会社三井住友銀行	1,514百万円

(注) 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、ジェイテクトおよびタチエスと、①ジェイテクトが当社株式の全てを取得し、当社をジェイテクトの完全子会社とすること、および、②当社が営むシート事業を当社が設立する新会社である T F - M E T A L に対して吸収分割の手続により承継させ、平成29年10月2日を目途として T F - M E T A L の発行済株式の全部を当社がタチエスに対して譲渡することについて、平成29年4月28日付で基本契約を締結いたしました。

また、当社は、同日付で、ジェイテクトとの間で公開買付けに関する合意書を締結、タチエスとの間で株式譲渡に係る株式譲渡契約を締結し、さらに、当社は、平成29年5月30日付で、T F - M E T A L との間で、吸収分割契約を締結いたしました。

2 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	100,000,000株
(2) 発行済株式の総数	53,171,286株
(3) 単元株式数	100株
(4) 株主数	3,108名
(5) 大株主	

(単位未満切捨て表示)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社ジェイテクト	17,760	33.48
株式会社タチエス	12,979	24.47
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,350	2.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,334	2.51
有限会社丸重田中商店	1,281	2.41
株式会社清里中央オートキャンプ場	898	1.69
田中章吾	786	1.48
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	643	1.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	613	1.15
七ツ会持株会	482	0.90

(注) 持株比率は、自己株式 (137,971株) を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項 (平成29年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	村瀬 昇也	
代表取締役副社長	岩石 徹	社長補佐 品質最高責任者 生産統括本部長 シート総括
取締役専務執行役員	杉本 尚康	コラム事業本部長
取締役専務執行役員	高柳 守孝	技術統括本部長
取締役専務執行役員	伊月 憲康	シート事業本部長 フジキコー・タチエス・メキシコ・S.A. DE C.V. 会長 広州富士機工汽車部件有限公司 董事長
取締役常務執行役員	北川 忠明	経営管理本部長 生産統括本部副本部長
取締役常務執行役員	梶野 憲夫	パワートレイン事業本部長 広州常富機械工業有限公司 董事長 広州常富美山汽车配件有限公司 董事長
取締役 (社外取締役)	桑木 肇	桑木公認会計士事務所 所長 ダイバア株式会社 社外取締役 TOWA株式会社 社外取締役
取締役 (社外取締役)	中西 眞三	当社社外取締役
常勤監査役	西村 悟	
監査役 (社外監査役)	吉田 紘司	株式会社ジェイテクト 顧問
監査役 (社外監査役)	田口 裕史	株式会社タチエス 代表取締役会長兼最高経営責任者

- (注) 1. 当社は社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 社外取締役桑木 肇氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 平成28年6月21日開催の第96期定時株主総会において、新たに岩石 徹氏および梶野憲夫氏、中西眞三氏が取締役に選任され、就任いたしました。
4. 平成28年6月21日開催の第96期定時株主総会において、新たに吉田紘司氏および田口裕史氏が監査役に選任され、就任いたしました。
5. 平成28年6月21日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって、高橋昇氏は代表取締役副社長、久田修義氏は取締役相談役、青澤重高氏は取締役専務執行役員、山田隆哉氏および齊藤 潔氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
6. 株式会社ジェイテクトおよび株式会社タチエスは、当社の特定関係事業者該当いたします。

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位未満切捨て表示)

区分	員数	報酬等の総額
取締役	12名	264百万円
監査役	5名	32百万円
合 計	17名	297百万円

(注) 1. 上記には、平成28年6月21日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、監査役2名を含んでおります。

2. 上記の報酬等の総額には、当期中に役員賞与として費用処理した下記の金額を含んでおります。

取締役7名 63百万円

3. 上記の報酬等の総額には、当期中における役員退職慰労引当金の下記引当額が含まれております。

取締役9名 30百万円 (うち、社外取締役分0百万円)

監査役3名 0百万円 (うち、社外監査役分0百万円)

4. 報酬等の総額のうち、社外役員(6名)の報酬等の総額は、19百万円であります。

5. 上記の報酬等の総額には、平成28年6月21日開催の第96期定時株主総会決議に基づき、退任した取締役3名、監査役2名に対し支払った役員退職慰労金17百万円(過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の引当額を除く)が含まれております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成28年6月21日開催の第96期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役および監査役に対して支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

- ・ 取締役3名に対し129百万円
- ・ 監査役2名に対し5百万円
- ・ 上記のうち社外役員2名に対し5百万円

(上記①および過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額、取締役分112百万円および監査役分5百万円が含まれております。)

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役桑木 肇氏は、桑木公認会計士事務所所長、ダイバア株式会社およびTOWA株式会社の社外取締役を兼職しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役吉田紘司氏は、株式会社ジェイテクトの顧問であります。当社は株式会社ジェイテクトとの間に製品販売等の取引関係があり、同社は当社の特定関係事業者に該当いたします。
- ・社外監査役田口裕史氏は、株式会社タチエスの代表取締役会長兼最高経営責任者であります。当社は株式会社タチエスとの間に製品販売等の取引関係があり、同社は当社の特定関係事業者に該当いたします。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	桑木 肇	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回（93％）に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	中西 眞三	平成28年6月21日就任以降に開催された取締役会13回のうち13回（100％）に出席いたしました。海外事業経験の見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	吉田 紘司	平成28年6月21日就任以降に開催された取締役会13回のうち13回（100％）に出席し、監査役会10回のうち10回（100％）に出席いたしました。経験豊富な企業経営者の観点から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部統制等について必要な発言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	田口 裕史	平成28年6月21日就任以降に開催された取締役会13回のうち13回（100％）に出席し、監査役会10回のうち10回（100％）に出席いたしました。経験豊富な企業経営者の観点から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部統制等について必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 PwC京都監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

(単位未満切捨て表示)

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 平成28年12月1日に京都監査法人は、法人名が「PwC京都監査法人」に変更となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準（IFRS）に関連したアドバイザリー業務等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況に関する事項

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令および定款を遵守する企業として「基本理念」、「行動憲章」および「行動指針」を定める。また、取締役会、本部長会議、その他重要な会議において健全な相互牽制が行われる仕組みの運用により適正な意思決定を行う。さらに、コンプライアンス委員会の設置により、法令遵守に向けた管理体制を全社で整備する。なお、当社行動憲章において、反社会的勢力および反社会的勢力と関係のある取引先とはいかなる取引も行わない旨を定め、研修等により周知徹底を図る。また、外部専門機関との連携により、速やかな対応が可能な体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令ならびに関係規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報は、関係部署に適切に保存および管理させる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、予算制度・稟議制度等により、組織横断的な牽制に基づいた業務の執行を行い、重要案件については社内規程に基づいて取締役会・本部長会議等の役員会議体へ適時適切に付議する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、経営方針を基に、執行役員を指揮監督するとともに、機動的な意思決定を行う。さらに中期経営方

針および年度毎の会社計画を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。執行役員は、取締役の指揮監督に基づき機動的に業務を執行する。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 富士機工グループ行動憲章、中期経営計画、グローバル会社方針を制定し、国内外のグループ会社に展開、徹底する。
- ② 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規則、稟議規程等を制定する。当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた規程の整備を行わせるものとする。
- ③ 重要事項についての事前協議・報告制度およびグローバル会議等を通じて、子会社等の経営・事業活動を適切に管理・監督し、子会社等の業務の適正性・適法性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の要請によりその職務を補助すべき使用人を置く。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、取締役の指揮命令に服さない専任者とし、その人事異動、人事評価、懲戒に当たっては、事前に常勤監査役の同意を得る。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、その担当に係る業務執行について、適時適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は直ちに監査役に報告する。また、当社および子会社の取締役、執行役員、使用人および子会社の監査役は、監査役の求めに応じ、定期・随時に監査役に業務の報告をする。
- ② 当社は、当社監査役へ報告を行った当社および当社グループの取締役、監査役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ③ 監査役会または常勤監査役からの求めに応じ、監査役の職務の遂行に必要な予算を確保する。また、費用の前払いまたは償還ならびに債務の処理を社内規程に基づき行う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会、本部長会議および経営状況に関する重要な会議には、監査役の出席機会を確保する。
- ② 代表取締役と監査役との間で必要に応じ情報交換会を開催する機会を確保する。
- ③ 監査役と会計監査人、内部監査室との定期・随時の情報交換の機会を確保する。
- ④ 監査役による重要書類の閲覧機会を確保する。
- ⑤ 監査役は、必要に応じ外部の専門家（弁護士、公認会計士等）に調査または意見を求めることができる。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制について

法令順守体制の点検・強化を目的に、コンプライアンス委員会（当事業年度は6回開催）を設置しております。また、コンプライアンス意識向上のため「富士機工グループ行動憲章」を定めるとともに、役職員に対して階層別の定期的なコンプライアンス研修の実施、コンプライアンスマニュアルの配布を行っております。

併せて、法令違反・不正行為等の早期発見およびそれらを未然に防止することで、当社の社会的信頼を維持することを目的に、「企業倫理ヘルプライン」を設けており、「内部通報制度に関する規程」により、通報者が保護される体制を整備しています。

(2) リスク管理体制について

リスクマネジメントの仕組み構築への取組みのため、組織横断的な全社会議（経営会議、品質会議、生産会議等）および委員会会議を設け、定期的に開催することにより様々な角度からの検討、モニタリングを行いグループ会社のリスク回避、低減活動を行っております。具体的なリスクを分析・評価し、対応を図る体制を整備しております。

(3) 子会社経営管理について

グループ会社の業務執行の重要度に応じて、当社の取締役会、本部長会議、全社会議での協議を行っております。さらに、子会社の重要事項については当社の事前協議を受ける体制を整備しております。

また、年2回の社長診断（方針管理確認会）を通じて、本部方針、部方針の進捗確認、評価を実施しております。

併せて、国内外のグループ会社の代表者を一同に集めたグローバル全社会議を毎年開催し、グループ中期経営方針・年度会社方針の共有、徹底を行っております。

(4) 取締役の職務執行について

当社取締役会は、社外取締役2名を含む取締役9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。月1回の開催を原則とし、必要に応じ臨時取締役会を開催し、取締役会規則、稟議規程に従い重要事項の協議・決議および取締役の職務執行報告を行っております。

併せて、取締役（社外取締役除く）および執行役員等は、本部長会議および全社会議等に出席し、重要事項について協議を行い、取締役会の迅速な意思決定をサポートする体制を取っております。

(5) 監査役の職務執行について

監査役は取締役会に出席し、社外監査役は、必要に応じて、高所大所から、経営全般および当社グループの内部統制システムに係る客観的かつ公平な提言、助言および勧告を行っています。さらに、監査役は社外取締役・会計監査人との定期的な意見交換会を行う等、効果的な監査業務の遂行を行っております。

常勤監査役は上記会議、意見交換会に留まらず、本部長会議、全社会議等に出席し、当社グループにおける重要な情報について適時報告を受けております。併せて、代表取締役との定期意見交換会、内部監査室および国内子会社監査役との定期連絡会を実施すること等により、監査が実効的に行われることを確保するための体制を取っております。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当については、事業年度毎の損益状況、財務状況、事業展開の計画とその推移および配当性向等を総合的に勘案し、安定した配当を行っていくことを基本方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	47,270
現金及び預金	11,801
受取手形及び売掛金	25,887
商品及び製品	1,731
仕掛品	1,426
原材料及び貯蔵品	4,225
繰延税金資産	832
その他	1,462
貸倒引当金	△97
固定資産	31,480
有形固定資産	27,142
建物及び構築物	8,364
機械装置及び運搬具	10,483
土地	4,431
建設仮勘定	2,250
その他	1,612
無形固定資産	853
のれん	65
その他	788
投資その他の資産	3,484
投資有価証券	2,735
長期貸付金	28
繰延税金資産	614
その他	105
資産合計	78,750

科目	金額
負債の部	
流動負債	32,620
支払手形及び買掛金	15,300
短期借入金	7,715
未払法人税等	656
製品保証引当金	658
役員賞与引当金	63
未払費用	3,994
その他	4,232
固定負債	5,096
長期借入金	3,284
繰延税金負債	494
役員退職慰労引当金	4
環境対策引当金	49
退職給付に係る負債	996
その他	267
負債合計	37,717
純資産の部	
株主資本	34,577
資本金	5,985
資本剰余金	3,649
利益剰余金	24,985
自己株式	△42
その他の包括利益累計額	548
為替換算調整勘定	818
退職給付に係る調整累計額	△269
非支配株主持分	5,907
純資産合計	41,033
負債・純資産合計	78,750

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		112,765
売上原価		91,659
売上総利益		21,105
販売費及び一般管理費		14,396
営業利益		6,708
営業外収益		
受取利息	148	
受取配当金	1	
持分法による投資利益	597	
その他	242	989
営業外費用		
支払利息	105	
為替差損	160	
その他	186	452
経常利益		7,245
特別利益		
固定資産売却益	22	22
特別損失		
固定資産除却損	173	173
税金等調整前当期純利益		7,094
法人税、住民税及び事業税	1,529	
法人税等調整額	236	1,766
当期純利益		5,328
非支配株主に帰属する当期純利益		1,056
親会社株主に帰属する当期純利益		4,271

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,985	3,649	21,058	△42	30,651
当期変動額					
剰余金の配当			△344		△344
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,271		4,271
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	0	3,926	△0	3,926
当期末残高	5,985	3,649	24,985	△42	34,577

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産合計
	為替 調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,547	△758	788	5,928	37,368
当期変動額					
剰余金の配当					△344
親会社株主に帰属する 当期純利益					4,271
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△729	489	△240	△21	△261
当期変動額合計	△729	489	△240	△21	3,665
当期末残高	818	△269	548	5,907	41,033

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	22,162
現金及び預金	4,362
受取手形	1,004
売掛金	13,623
商品及び製品	754
仕掛品	174
原材料及び貯蔵品	502
未収入金	813
短期貸付金	358
繰延税金資産	481
その他	130
貸倒引当金	△42
固定資産	27,436
有形固定資産	12,210
建物	4,252
構築物	375
機械及び装置	2,895
車両運搬具	1
工具、器具及び備品	521
土地	3,633
リース資産	26
建設仮勘定	504
無形固定資産	530
借地権	188
施設利用権	7
ソフトウェア	333
ソフトウェア仮勘定	0
投資その他の資産	14,695
投資有価証券	51
関係会社株式	13,798
長期貸付金	694
前払年金費用	28
繰延税金資産	95
その他	26
資産合計	49,599

科目	金額
負債の部	
流動負債	21,757
支払手形	524
電子記録債務	5,183
買掛金	4,558
短期借入金	4,555
一年以内返済の長期借入金	1,600
未払金	1,326
未払費用	2,483
未払法人税等	431
製品保証引当金	103
役員賞与引当金	63
固定資産購入支払手形	834
その他	93
固定負債	3,446
長期借入金	3,184
リース債務	17
環境対策引当金	49
その他	195
負債合計	25,204
純資産の部	
株主資本	24,395
資本金	5,985
資本剰余金	4,791
資本準備金	4,791
その他資本剰余金	0
利益剰余金	13,660
利益準備金	709
その他利益剰余金	12,950
固定資産圧縮積立金	42
別途積立金	9,596
繰越利益剰余金	3,312
自己株式	△42
純資産合計	24,395
負債・純資産合計	49,599

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		54,145
売上原価		42,630
売上総利益		11,514
販売費及び一般管理費		8,962
営業利益		2,552
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	1,248	
受取賃貸料	221	
その他	56	1,542
営業外費用		
支払利息	28	
貸与資産原価	223	
為替差損	148	
その他	106	506
経常利益		3,588
特別利益		
固定資産売却益	13	13
特別損失		
固定資産除却損	90	90
税引前当期純利益		3,511
法人税、住民税及び事業税	714	
法人税等調整額	12	726
当期純利益		2,784

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	5,985	4,791	0	4,791
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
固定資産圧縮積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
当期変動額合計	－	－	0	0
当期末残高	5,985	4,791	0	4,791

	株主資本							純資産合計
	利益剰余金					自己株式	株 主 資 本 合 計	
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計			
		固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	709	42	7,596	2,871	11,219	△42	21,955	21,955
当期変動額								
剰余金の配当				△344	△344		△344	△344
当期純利益				2,784	2,784		2,784	2,784
自己株式の取得					－	△0	△0	△0
自己株式の処分					－	0	0	0
固定資産圧縮積立金の積立		9		△9	－		－	－
固定資産圧縮積立金の取崩		△9		9	－		－	－
別途積立金の積立			2,000	△2,000	－		－	－
当期変動額合計	－	△0	2,000	440	2,440	△0	2,439	2,439
当期末残高	709	42	9,596	3,312	13,660	△42	24,395	24,395

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

富士機工株式会社

取締役会 御中

PwC京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 梶 田 明 裕 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 田 村 透 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士機工株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士機工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結計算書類注記7. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成29年4月28日開催の取締役会において、シート事業の吸収分割及び承継会社株式の譲渡について決議され、同日付で、株式会社タチエスと同承継会社の株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の監査意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

富士機工株式会社

取締役会 御中

PwC京都監査法人

指 定 社 員	公認会計士	梶 田 明 裕 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	田 村 透 ㊞
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士機工株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

計算書類注記9. 重要な後発事象に関する注記に記載されており、平成29年4月28日開催の取締役会において、シート事業の吸収分割及び承継会社株式の譲渡について決議され、同日付で、株式会社タチエスと同承継会社の株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の監査意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

富士機工株式会社 監査役会

常勤監査役 西村 悟 印
社外監査役 吉田 紘 司 印
社外監査役 田口 裕 史 印

以 上

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
配当金支払基準日	3月31日 9月30日
定時株主総会	毎年6月に開催
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	
(同連絡先)	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
公告の方法	電子公告により行う。 公告掲載URL http://www.fujikiko-group.com/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

株式に関するお手続きについて

住所・氏名等の変更、単元未満株式の買取（買増）請求、配当金受領方法の指定、その他各種お手続き

- ・証券会社に口座を開設されている株主様
口座を開設されている証券会社にお問い合わせください。
- ・証券会社に口座を開設されていない株主様
(特別口座に記録されている株主様)
三菱UFJ信託銀行（特別口座管理機関）にお問い合わせください。

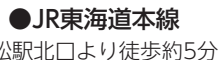
支払期間経過後の配当金に関するご照会

三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。

特別口座の株式について

特別口座の株式は、単元株式（100株）であっても、特別口座のままでは、市場で売却できません。
特別口座にご所有の単元株式について売買をお考えの場合は、特別口座から証券口座への株式のお振替をお願いいたします。
お手続きの詳細につきましては、三菱UFJ信託銀行までお問い合わせください。

＜会 場＞
ホテルクラウンパレス浜松 芙蓉の間（4階）
岡県浜松市中区板屋町110番地の17
電話 053 - (452) - 5111



駐車場のご用意はいたしておりませんので、
ご了承くださいますようお願い申し上げます。

